

遼史・契丹言語文字研究の新成果（上）

吉本 智慧子

序 いままでの遼史・契丹言語文字研究の成果

筆者は、基盤研究（C）「契丹文字と女真文字の歴史言語学的研究」（2001-04 年度）・基盤研究（C）「遼上京・中京における契丹文字墓誌の調査および遼史に関する研究」（2005-06 年度）にもとづき、著書『契丹言語文字研究』（東亜歴史文化研究会、2004 年）・『遼金史与契丹女真文』（東亜歴史文化研究会、2004 年）・『契丹大字研究』（東亜歴史文化研究会、2005 年）・『契丹文墓誌より見た遼史』（松香堂、2006 年）を刊行した。これは、契丹文字資料を主要な材料として遼史を研究した世界初の試みである。ついで、基盤研究（C）「契丹語辞典の編纂」（2008-10 年度）では、既発見の契丹文字資料の全てを電子化して、解読の精度・速度を飛躍的に向上させ、契丹小字の 95%・契丹大字の 80%の解読を達成し、『契丹語辞典』（研究成果報告書、2011 年）と『契丹大字辞典』（研究成果報告書、2016 年）を刊行した。これに並行して契丹語文法に関する研究をも進め、著書『契丹語諸形態の研究』（東亜歴史文化研究会、2011 年）を刊行した。契丹語解明の向上は、契丹史認識を深化させ、その獲得された研究成果を著書『愛新覺羅烏拉熙春女真契丹学研究』（松香堂、2009 年）・『韓半島より眺めた契丹・女真』（京都大学学術出版会、2011 年）として刊行した。ついで、基盤研究（C）「遼史の再構築—契丹文墓誌を主資料として—」（2011-13 年度）では、著書『契丹文墓誌より見た遼史』公刊以降出土した 7 件の契丹文墓誌と 9 件の漢文墓誌を全面的に翻訳・研究することで、遼朝成立以前の契丹部族連盟の構成および建国後の皇族帳と国舅帳の実態、とりわけ遙輦氏・耶律氏の発祥地とされる陶猥思迭刺部の形成過程を解明し、その成果『新出契丹史料の研究』（松香堂、2012 年）は日本学術振興会研究成果公開促進費（学術図書）による公刊をとげた。

これにひきつづき、基盤研究（C）「遼史地理志の研究—出土資料と実地調査に基づく—」（2014-16 年度）では、契丹前王朝時代の遙輦可汗の実態を契丹文字・考古学・文献学に基づく総合的な論証によって解明し、その研究成果の一部を著書『大中央胡里只契丹国—遙輦氏発祥地の点描—』（松香堂、2015 年）として公刊した。同書では、中国内蒙古自治区赤峰市敖漢旗における遙輦可汗の子孫の墓地の調査、その周辺における墓誌の無い墓葬に対する考古学的検討、という全方位的かつ通時代的な研究方法を提示し、契丹文字の解読成果を活用しつつ、遙輦氏鮮質可汗と耶瀾可汗の本帳地の実態および大中央胡里只契丹国における位置を明らかにした。ついで、『遼史』世表と營衛志に散見する遙輦九世可汗に関する記述を分析し、中国系と契丹系の二種の原資料およびその編纂過程を探り、これを契丹文墓誌に見える遙輦氏鮮質可汗・耶瀾可汗・痕得董可汗に関する記述に対比することで、遼朝成立以前の大中央胡里只契丹国の実態を解明している。加えて同書では附篇として、2015 年までに出土した 62 件にのぼる契丹文墓誌ならびに関連石刻資料の出土地および墓誌

に記述された墓主の帳族と系譜を墓誌の時代順にまとめ、とりわけ漢文史料に見えない契丹人の「秘史」ともいべき材料を全面的に提示した。以上の作業において、遼朝の統治階層を構成する横帳（直系皇族の孟父房・仲父房・季父房および遠縁の二院皇族）、国舅帳（夷離畢帳・大小翁帳・大少父房・国舅別部）、遙輦帳の実態が解明された。

本稿は、2001年から2015年までの十四年間にわたる筆者の遼史・契丹言語文字に関する研究成果を踏まえ、新資料を新視点から分析することで獲得された新知見である。本稿は以下の五節より構成される。

- 一 親族呼称から見る契丹語と朝鮮語の文化的淵源
- 二 ホルチン博物館所蔵契丹文銅鏡
- 三 『大中央胡里只契丹国故礼賓使耶律紉隣墓誌銘』
- 四 『白斯本相公墓誌銘』
- 五 『烏里衍詳穩墓誌銘』

なお本稿に使用されたすべての写真・図版は、筆者が撮影・制作したものである。

一 親族呼称から見る契丹語と朝鮮語の文化的淵源

本稿の研究対象『紉隣墓誌銘』、『白斯本相公墓誌銘』、『烏里衍詳穩墓誌銘』および『廣陵郡王墓誌銘』、『胡觀古娘子墓誌』には多くの親族呼称が出現する。これらの親族呼称を現在までに出土しているあらゆる契丹大小字墓誌の言語的環境において深く観察すると、未曾有の新発見を得る。かつこの新発見は筆者の朝鮮語に対する初歩的な認識に触発されたものである。

朝鮮語の親族呼称は、東アジア世界の言語において一個の独特の現象をもつ。それは話者の性別によって、同輩の人に対して異なった親族呼称を用いるということである。こうした性別を含んだ親族呼称の体系的な現象は、「兄、弟、姉、妹」という呼称に集中的に現れる。簡単にいえば、話者が男性なら、その兄を *hiŋ* (*hiŋnim*) と称するが、この単語は漢語「兄」の借音である。話者が女性なら、その兄を *ǒpa* (*ǒrapnim*) と称する。話者が男性なら、その姉を *nuna* (*nunim*) と称する。話者が女性なら、その姉を *onni* と称する。逆に、話者が男性であると女性であることを問わず、その弟あるいは妹に対する呼称には一律に *tonsen* を用いるが、この単語は漢語「同生」の借音である。

契丹語の親族呼称の表現形式を朝鮮語と比較すると、こうした性別を含んだ親族呼称体系の現象が朝鮮語特有のものではなく、くわえて契丹語の表現形式に時間による枠組みの変化が発生するという特徴をもち、朝鮮語に比べてより古拙であることが発見される。叙述の便利のために、ここでは関連する親族呼称の契丹大小字を全部国際音声字母に転写する。そのうち契丹語の「兄」の推定音は現時点でなお論争中であり、しばらく「ja」で転写するが、ここの討論の内容には影響しない。

現在までに出土し明確な篆刻年代をもつ契丹大小字墓誌は、遼穆宗応暦十年（960）から金世宗

大定十六年（1176）の 216 年の久しきにわたる。このような長期の過程において、言語が一定不変であることはありえない。契丹語の親族呼称に注目すると、異なった年代の墓誌から段階的な発展の特徴をもった「兄、弟、姉、妹」の呼称の歴史的な切片を発見し採取することは困難ではない。これらの言語の流変過程において留められた歴史的な切片の相互に異同のある部分を比較すれば、その枠組みの推移の形式および発展の方向をおおむね推測することができる。

表 I は 1072 年以前の契丹語の「兄、弟、姉、妹」の表現形式である。表中の空白は、現存の墓誌でなお出現せず、今後の補填を待つ部分である（表 II も同じ）。表 I から以下の三つの問題が看取される。

第一に、性別が同じ同輩の親族に対し、契丹語は各自異なった呼称の形式を使用する。朝鮮語は年長の同輩親族には異なった呼称の形式を使用するが、年少の同輩親族には同一の漢語借用語「同生」を使用する。

第二に、性別が異なった同輩親族に対し、契丹語は年長の同輩親族には同じ呼称の形式 *adʒin* を使用し、年少の同輩親族にはもう一つの同じ呼称の形式 *niau* を使用する。朝鮮語は年長の同輩親族には異なった呼称の形式を使用するが、年少の同輩親族には同一の漢語借用語「同生」を使用する。

第三に、同じ女性である同輩親族の年少者に対する呼称には二つの並存する形式 *adʒin* と *hiu(kiu)* が出現するが、この二つの呼称の形式はそれぞれ 1051 年に鐫刻された契丹大小字の墓誌に出現する。現時点ではなお形式の先後を推測する資料がないが、表 II に帰納した 1072 年以後の *adʒin* の衰退と、*hiu(kiu)* の氾濫より見ると、*adʒin* は同じ女性である同輩親族の年少者に対する最初の呼称であり、おおよそ 1051 年以前のある時期に *hiu(kiu)* がすでに本来 *adʒin* に属した言語的環境に浸透しはじめた可能性が大きい。*adʒin* は 1092 年に最後に出現したのち完全にその痕跡が消失する。

性別	同輩親族	契丹語		朝鮮語	
		単数形	複数形		
男	同性	弟→兄	ja	jainər	hiŋ
女		妹→姉	au	aunər	ɔnni
男		兄→弟	dəu	dəunər	tonʃen
女		姉→妹	adʒin/hiu(kiu)		tonʃen
女	異性	妹→兄	adʒin		ɔ'pa
男		弟→姉	adʒin	adʒinəd	nuna
女		姉→弟	niau		tonʃen
男		兄→妹	niau	niaunər	tonʃen

表Ⅱは1072年以後の契丹語「兄、弟、姉、妹」の表現形式である。表から以下の二つの問題を看取しうる。

第一に、本来性別を区分せず小の意義を指すだけだった *niau* は、その複数形式が異性同輩の親族の場合に「兄弟」の含義をもつようになり、その出現時期は1100年に降る。「姉妹」の含義をもつようになりはじめた確実な出現時期は1101年である。絶対多数の *niau* の単数形式は依然異性同輩の年少者を表示したが、一例異性同輩の「姉」を表示するものが出現し、その出現時期1101年に降り、固有の *ādǰin* と並存する。

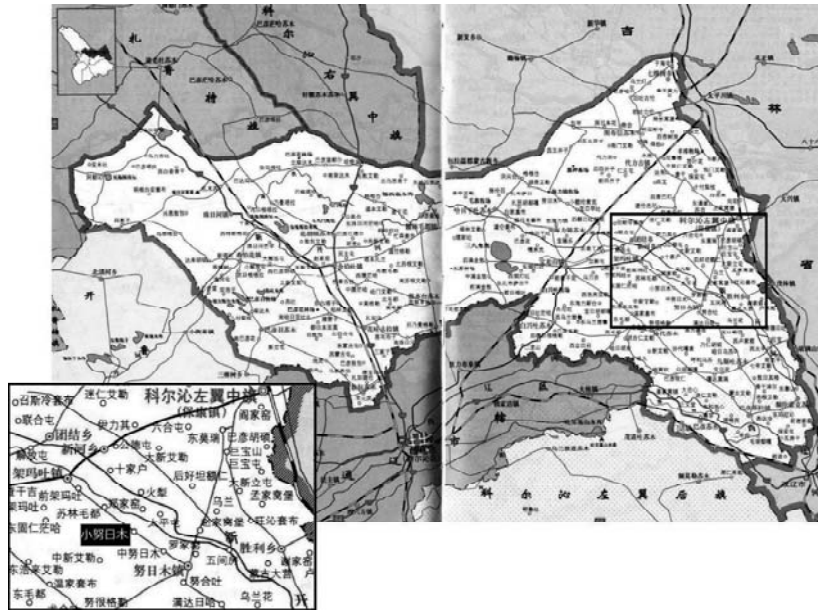
第二に、*niau* と *ādǰin* の並存現象の出現、および *niau* の複数形式が「弟、妹」から兼ねて「兄弟」、「姉妹」を表す現象の出現は、*niau* に遼代中後期において語義拡張が発生した事実を証明しうる。*niau* の語義拡張は異性同輩親族呼称の固有の枠組みを打破したが、この拡張がもたらした最終的な結果として、*niau* が完全に *ādǰin* に取って代わったことが推測され、それはちょうど *hiu* (*kiu*) が *adǰin* に取って代わったのと同様である。

表Ⅱ					
性別	同輩親族		契丹語		朝鮮語
			単数形	複数形	
男	同 性	弟→兄	<i>ja</i>	<i>jainər</i>	<i>hiŋ</i>
女		妹→姉	<i>au</i>	<i>aunər</i>	<i>ɔnni</i>
男		兄→弟	<i>dəu</i>	<i>dəunər</i>	tonsen
女		姉→妹	<i>hiu</i> (<i>kiu</i>)		tonsen
女	異 性	妹→兄		<i>niaunər</i>	<i>ɔ'pa</i>
男		弟→姉	<i>ādǰin/niau</i>	<i>niaunər</i>	<i>nuna</i>
女		姉→弟	niau	<i>niaunər</i>	tonsen
男		兄→妹	niau	<i>niaunər</i>	tonsen

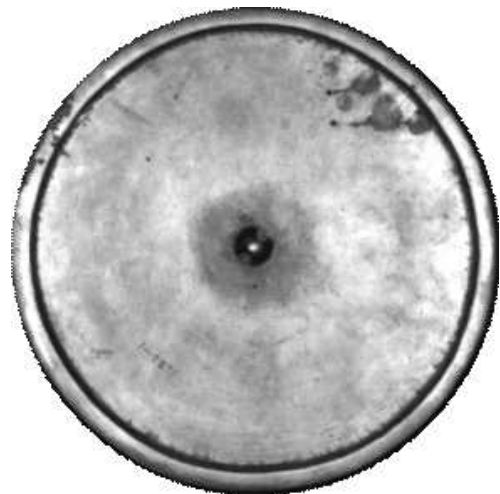
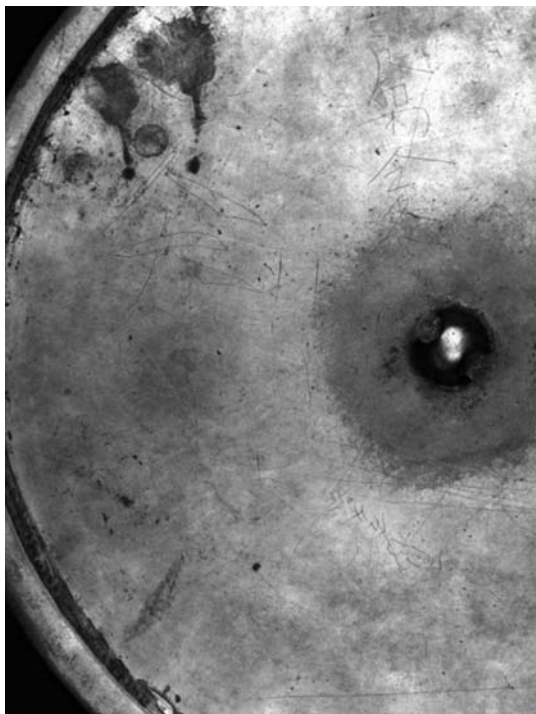
二 ホルチン博物館所蔵契丹文銅鏡

ホルチン博物館は、内蒙古自治区通遼市内に設置されており、その前身は哲里木盟博物館で、1975年に創建され、2003年に現在の名に改めた。『新出契丹史料の研究』（愛新覺羅烏拉熙春・吉本道雅共著、松香堂、2012年）の考証によれば、通遼北部霍林河、西北部海哈爾河の両河流域の間の広大な山岳平原交界地帯は、遼朝「二院皇族」¹⁾の本帳の所在地である。現在までに発見されている関係のある墓葬はみなこの区域にある。ホルチン博物館はこの区域で出土した文物の重要な収

蔵機構だが、契丹文字の館蔵遺物は意外に乏しく、一件の 13 個の契丹小字を刻した銅鏡しか見えない。確かに、さらに最近収蔵された一件の契丹大字墓誌があるが、たいへん遺憾なことに現代人が刻したものである。

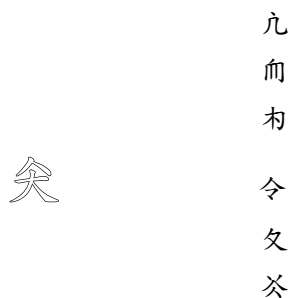


銅鏡の番号は「通 66」で、1982 年に内蒙古自治区哲里木盟（1999 年盟を廃止して通遼市を建てた）東北部のホルチン左翼中旗架瑪吐公社（今の架瑪吐鎮）小努日木嘎查の一基の遼墓より出土した。



銅鏡は円形で、直径 30cm である。これは現在までに発見されている遼金時代の銅鏡のうち寸法の最大のものとのことである。鏡面の色合いは白みがかっており、今でもなお人を映すことができる。辺縁は凸起し、背面は平素である。中央には一つの半球形の鈕があり、鈕の中央には孔がある。鈕の両側にはさほど美しくない 13 個の契丹小字が刻されている。

この 13 個の契丹小字は三組に分かれ鏡面の三箇所の異なった位置に刻されている。第一組は 1 個の契丹小字「𐰺」だけがあり、鏡鈕の左の上寄りに刻されており、双鉤で刻され、字の大きさはその他の契丹小字のほぼ四倍である。第二組は 6 個の縦向きに排列された契丹小字「𐰺 𐰽 𐰾 𐰿 𐱀 𐱁」で、鏡鈕の上に刻され、やや左に傾斜している。第三組も 6 個の契丹小字「𐰾 𐰽 𐰿 𐱀 𐱁 𐱂」で、鏡鈕の左下に刻されている。第 1 字「𐰾」の位置は鏡鈕の真下にあり、第 6 字「𐱂」の字尾は斜向きにその左上の「𐰺」に位置している。次が鏡面に刻された文字の位置の概念図である。



※𐰺𐰽 𐰾𐰿𐱀

「𐰺」は契丹語「天」の表意字であり、推定音は **au** となる。契丹語の「天」は、匈奴語の「撐犁」（「天」と推定される）、『元朝秘史』モンゴル語の「騰格⁵里」（天）と音韻上発生学的な関連はない。語義と音韻双方の考察を結合すると、契丹語 **au** は女真—ツングース系統の言語と同源関係をもつと考えられる。『金史』国語解/姓氏に「呵不哈日田」とあり、女真人が漢姓を冠する規則の一つは女真語の本義の漢語訳音字と発音が同じか近い別の漢字を使用して姓氏とすることである。「田」は「天」と音が近いので、金代女真語の「天」は「呵不哈」（**habuga**）となる。遅くとも明初には、語頭子音 **h**-はすでに脱落し、ゆえに『四夷館女真訳語』「天」の注音漢字は「阿ト哈」（**abuga**）に変わっている。満洲語形成の時に至り、語中音節 **bu** の母音が脱落して語尾音節の第一子音に **g** → **k** の転変が発生し、満洲文字転写の **abka** となる。白鳥庫吉の説によると、『山海經』に見える「不咸山」の「不咸」はツングース語「天」の **buga(n)** に由来する。一方この **buga(n)** は、正に金代女真語 **habuga** の後半の音節と近い。語頭音節の **ha** は女真語の前加成分あるいはツングース語の脱落成分のいずれにおいても重要ではなく、重要なのはここから契丹語 **au** が経た音韻変化の発展の脈絡であり、**au** ← ***awu** ← ***abu** ← ***abuga** となる。金代女真語 **habuga** の語頭音節 **ha** が前加成分だったと仮定すれば、この前加成分 **ha**-の発生時期は山名「不咸」が史書に収録された

戦国時代を遡らない。語頭音節 *ha* がツングース語の脱落成分であると仮定すれば、この語頭音節 *ha*-は遼代契丹文墓誌が出現する 10 世紀前半を降らず、なお語頭子音 *h*-を脱落した形式で契丹語の「天」という単語の中に存在する。

第二組の「*𐰺𐰽𐰺𐰸𐰇𐰏*」と第三組の「*𐰺𐰽𐰺𐰸𐰇𐰏*」が綴るのは同じ契丹語の単語に違いない。契丹小字「*𐰺*」と「*𐰽*」はともに語頭子音 *g* を表示する音価をもち、両者の区別は「*𐰽*」が兼ねて語頭子音 *h(k)* の表音機能をもち、一方で「*𐰺*」が *g* 一種の表音機能しかもたないことにある。鏡面のこの二組の文字は、「*𐰺𐰽𐰺*」と「*𐰇𐰏*」の間、「*𐰽𐰺𐰺*」と「*𐰇𐰏*」の間にいささかの空隙を留め、これが二個の単語であって一個の単語でないことを示す。

「*𐰽*」は契丹小字に出現することが極めて少なく、常見する「*𐰽*」と音価は同じである。「*𐰺*」は契丹語対格接尾辞と属格接尾辞の二種類の文法的意味を兼備する表音字-(*a*)*n* である。従って、「*𐰺𐰽*」、「*𐰽𐰺*」がこの単語の音韻形式 *gur* である。契丹小字墓誌では通常「*𐰺𐰽*」に作るが、これは契丹語の「国」である。契丹人はさらに「国」という単語を使用して名とし、漢語訳音は「骨里」となる。*gur* に続く単語は一個の名詞で、ゆえに「*𐰺*」がここで表示する文法的意味は属格接尾辞である。従って、「*𐰺𐰽𐰺*」、「*𐰽𐰺𐰺*」は「国之」である。

「*𐰇𐰏*」を綴る音韻は *t-ug-ər* → *tugər* であり、この単語は契丹小字墓誌に多く出現する。筆者は 2009 年に契丹小字『耶律玦墓誌』（咸雍七年[1071]）に出現する駢句（以下の如し）により、加えてその他の関連する語例を総合してすでに「*𐰇𐰏*」を「鏡」と解釈し、2010 年に編纂した『契丹語辞典 I』に収録した（以下 8 個の単語は、「中」と「内」は先賢が釈したものだが、そのほかの 6 個の単語「朝堂」、「衡」、「鏡」、「蕃部」、「薬」、「医」は全て筆者が解釈した成果である）。

𐰺𐰽 𐰽𐰺 𐰺𐰽𐰺 𐰽𐰺𐰺 𐰇𐰏 𐰇𐰏 𐰺𐰽𐰺 𐰽𐰺𐰺 𐰇𐰏 𐰇𐰏
 朝堂 中 衡 鏡 蕃部 内 薬 医
 （朝堂中之衡鏡、蕃部内之薬医）

衡は、秤である。鏡は、鑒である。良莠善悪を区分する準則を指す。「衡鏡」は北周庾信『庾子山集』卷七/代人乞致仕表「出擁干旄、入參衡鏡」に初見する。後世の詩文は多くこの語を用いて国政の鑒察基準に比喻する。『李太白集』送楊少府赴選「大國置衡鏡、準平天地心。群賢無邪人、朗鑒窮情深。」の如くである。

朝堂の「衡鏡」に喩えられた耶律玦（1014-1070）は、遼輦鮮質可汗の八世孫、道宗朝の重臣、人品は忠直にして剛介、道宗はかれを満朝文武中の第一人と誉めそやした（『遼史』卷九十七/楊績伝に「帝曰：方今群臣忠直、耶律玦、劉伸而已。然伸不及玦之剛介。」とある）。遼代漢文墓誌にも「國之柱石、人之衡鏡」の語があり、漢文『耿延毅妻耶律氏墓誌』（統和三十年 1012）に見える。

「衡鏡」は契丹文墓誌では「薬医」と駢対され、前者は朝堂の弊端を防範するのに需められ、後者は身体の疾患を治療するのに需められる。使用対象は異なるが、使用目的は同じである。ここからこの対句は、言葉遣いと文義ともに佳いことがわかり、契丹文墓誌中の名句と称するに堪える。『耶律玦墓誌』の撰作者忽突董（1041-1091）は、墓誌の主人公の婿で、契丹拔里氏国舅帳の始祖胡母里北只の九世孫。文采は卓越したが一生は不遇で、1076年に修注郎の任にあつて道宗が起居注の内容を見ようとしたことを拒否して革職された。そのことは『遼史』に見え、名千古に垂るといふべきである。

以上の釈読を総合すれば、鏡面に刻された二行の契丹小字は「国之鑒」である。左に単独で「天」の一字が刻されているのは、あるいは「天亦可鑒」の意を含むものかもしれない。

三 『大中央胡里只契丹国故礼賓使耶律紮隣墓誌銘』

1 横帳季父房新資料の出現



『大中央胡里只契丹国故礼賓使耶律紮隣墓誌銘』（以下『紮隣墓誌銘』と略称）は2014年に公開された。誌石は正方形で、辺長73cm、厚さ6cm。誌蓋および副葬品の有無に関する情報は一切不明である。刻された文字は契丹小字で、全部で27行、誌文21行、銘文6行である。

写真に示されるように、誌石は破損して一部の文字は残欠し、画素が高くないので局部の画像がぼんやりし、かつ下方辺縁のいくつかの文字がレンズに入っていない。それにもかかわらず、困難な解読を経て、本節の研究結果は『遼史』の増訂、契丹文化史の再構築に重要な第一次資料を提供し、本領域の最新の学術成果となる。

墓誌の主人公は耶律氏で、字は紮隣^{あざな}、名は長寿（清寧九年[1063]～寿昌五年[1099]）、遼道宗朝の重臣乙辛隱斡特刺（重熙四年[1035]～乾統四年[1104]）の次子で、遼太祖の四弟阿辛寅底石

の七世孫である。墓誌は遼道宗寿昌五年九月二十一日に刻された。

墓誌の出土地点は不明だが、誌文によれば糺鄰長寿の墓地は医巫閭山の北の山谷中に位置した



乙辛隱斡特刺墓誌蓋

ことがわかる。乙辛隱斡特刺の墓は 1975 年に遼寧省阜新蒙古族自治県臥鳳溝郷三家子村白台溝屯より北へ 2km 離れる劉井溝で盗掘によって発見された。墓は八角形磚築の穹窿頂多室墓であり、主室と 2 耳室からなる。現地文物管理機構が墓葬の整理に着手したところ、副葬品のすべてが失われていた。ただ 1 件の墓誌だけが遺っていたが、誌蓋の上部も残欠し、平面は正方棱台形を呈している。台底の辺長は 105cm、台面の辺長は 77cm、台の厚さは 24cm となっている。台面の中央に豎書きで陰刻された

楷書漢字「遼國許王墓誌」、右側に陰刻された楷書漢字「掩閉日甘露降」がある。左側にその訳文の契丹小字「久並帛 及子引 尺 步及 又土卡 小刃出」がある。台面の周辺に雲形紋様が刻されている。誌石は六角形を呈し、長さと幅ともに 92cm で、厚さは 17cm。下部の 2 角はすでに残欠している。誌石の四面にも銘文があり、正面に契丹小字 30 行、左側に 4 行、裏面に 30 行、三面全部で 64 行となる。右側に漢字 5 行を刻している。乙辛隱斡特刺は死後許王に追封され、第一代許国王の六世孫であり、ここからここが遼代に横帳季父房許国王の本帳地に属したことがわかる。

乙辛隱斡特刺墓の所在地理座標は北緯 41°46'54.6"、東経 121°39'48.6"、海拔 230.1m で、医巫閭山北麓からの直線距離は約 5km ぐらいである。ここは一個の家族墓群と見られ、面積がほぼ 2.4 km²の広さにわたっている。従って、糺鄰長寿の墓地はその附近の同じ家族墓域の中にあつたと基本的に断定できる。



許王家族墓地から眺めた医巫閭山



許王家族墓地遠景



許王家族墓地近景

2 新旧資料の比較証明

墓誌の右から第1行は頂格で墓誌の題名を刻する。

「大中央胡里只契丹国の故礼賓使耶律糺鄰の墓誌 序を併す」。

そのうち「序を併す」の二つの単語の字体は正文よりやや小さく、かつその位置は右に寄っており、正文の行から約半字分離れている。

『遼史』の南面朝官に礼賓使司があるが、百官志は一般に品秩を標示しないので、しばらく北宋前期の諸司正使の品秩を参考とすれば、遼代の礼賓使もあるいは正七品であったかと推測される。

題名の下には続いて撰筆者の官職および姓名を刻する。

「右院御院通進、知起居注、総知翰林院事耶律革麼隠 撰した」。

耶律革麼隠（「革閔」とも音訳しうる）は、現在までに出土した契丹小字墓誌にすでに一度出現している。遼道宗大安四年（1088）正月十三日に刻された『永寧郎君墓誌銘』はその筆に出る。永寧（1059-1085）は遼太祖の三弟雲独昆迭烈哥の七世孫で、『糺隣墓誌銘』の主人公糺隣長寿と同世代の族兄弟である²⁾。ここから、革麼隠自身も季父房出身であった可能性が大きいと推測される。1088年から1099年までの十一年間ないしその生涯に撰写した墓誌は、おそらくこの二件にはとどまらず、今後かれの作品がさらに出土することが極めて大きく期待される。現存の季父房所属の契丹文墓誌は、上述二件のほか、さらに契丹小字『乙辛隱大王墓誌碑銘』（乾統五年[1105]）と契丹大字『撻不衍観音太師墓誌』（大康十年[1084]）がある³⁾。前者は『糺隣墓誌銘』の主人公糺隣長寿の父の墓誌（許王墓誌とも称する）で、撰者は国舅小翁帳銀青崇禄大夫、左率府副率、檢校太子賓客兼殿中侍御史某（名は誌石の残欠したところにある）である。後者は遼太祖の大弟率懶刺葛の五世孫（漢名昌允）の墓誌であり、墓誌は完全だが撰者の姓名を記さない。

革麼隠が任ぜられた「御院通進」は左院、右院に置かれ、これ以前に出土した契丹文墓誌で最も早く見えるのは乾統年間であるが、「左院御院通進」とあるだけである。『糺隣墓誌銘』は年代が寿昌年間に遡るだけでなく、はじめて「右院御院通進」が出現した。遼代漢文墓誌にはつとに

開泰年間にすでに「御院通進」が出現するが、左右院の限定語はない。『遼史』百官志は失載し、わずかに耶律韓留と趙安仁伝に各一見するのみだが、やはり左右院の限定語はない。従って、契丹文墓誌の解読は、『遼史』と遼代漢文墓誌双方の増補に重要な意味をもつ。

墓誌第2行は、墓誌の主人公の姓氏、房族及および父親を記述する。

「耶律長寿、字^{あざな} 紵鄰、乃ち可汗横帳の人。」

本行の下部の字跡ははっきりせず、確認できるものは以下の如くである。

「南府の宰相、西北招討、兼中書令、平乱功臣……」。

ここから、その父乙辛隱斡特刺を記述した文字であることがわかる。『乙辛隱大王墓誌碑銘』の関連する記述にも残欠があり、存している文字は「可汗横帳季父房、四字の功臣、洛京の留守、開府儀同三司兼中書令、平乱功臣……于越、尚父、混同郡王、追贈許王」である。『遼史』と乙辛隱斡特刺自身の墓誌によれば、乙辛隱斡特刺は大安元年（1085）に燕王傳に昇進し、二年（1086）に左夷離畢に徙り、四年（1088）に北院枢密副使に改められた。寿昌元年（1095）十一月西北路招討使を拝し、漆水郡王に封ぜられ、三年（1097）十月南府宰相を拝し、四年（1098）十月契丹行宮都部署となり、五年（1099）五月復た西北路招討使となった。乾統元年（1101）六月南院枢密使を兼ね、二年（1102）十月北院枢密使となり、三年（1103）洛京留守となり、于越を拝し、混同郡王に封ぜられた。「平乱功臣」の封は、『遼史』には見えない。清寧九年（1063）重元の乱平定ののち、多くのものが平乱あるいは靖乱功臣の号を受けたが、乙辛隱斡特刺はその列にあったに違いない。紵鄰長寿の墓誌は寿昌五年（1099）九月に刻されたので、その父の「復為西北路招討使」以後に授けられた官爵は墓誌に出現する可能性がない。

墓誌第3行より、墓誌の主人公の生年月日を記述する。

「清寧九癸卯年四月三十日に生まる」。

続く第5行後半までは、玄祖以降五代の先祖を記述する文字である。

「始祖玄祖、子徳祖皇帝、乃ち太祖天皇帝の父。[太祖の弟許国王]⁴⁾即ち可汗横帳季父、乃ち徳祖の第四子、第二人。王諱寅底石、太祖の時守太師兼政事令に封ぜらる。重熙[二十一年七月]許国王を追贈せらる。」

『遼史』皇子表によれば、寅底石の「守太師兼政事令」は太祖の遺詔によって東丹王を補佐したものである。墓誌「太祖」の下の子の二つの単語は字跡がはっきりしないが、しばらく「の時」と訳しておく。「重熙」以下の字跡はレンズに入っていないが、しばらく『遼史』卷二十/興宗本紀三/重熙二十一年七月「壬申、追封太祖弟寅底石為許國王」によって年月を補っておく。「寅底石」の契丹文字の表記は、契丹大小字墓誌に見えなかった。『紵隣墓誌銘』の解読は、「寅底石」と玄祖の名「勻徳実」が同一の単語であり、祖父と孫が同名であったことをはじめて実証した。避諱の冗俗のない契丹社会で決して稀ではないことは、祖父の字と孫の字が同じ、あるいは祖父の字と孫娘の名が同じであることに多く表現される⁵⁾。寅底石の字を『遼史』は「阿辛」に作り、遼代漢文墓誌は「亞思」に作るが（同音異訳だが、後者は語尾-n子音を省略するあまり適切でない音訳である）、

契丹文字の表記はなお今後の発見を待たねばならない。寅底石の妻は、『遼史』はその名の二種類の訳音「涅里袞」(niargun)と「涅離」(niar)を記録するが、後者は語尾音節 gun を省略している。漢文『秦国太妃墓誌』(重熙十四年[1045])⁶⁾は「夫人蘭陵蕭氏」に作る。しかしこうした記述方法では依然この女子の出身房族、姓氏を確定することはできない。筆者の 2014 年の統計⁷⁾によれば、耶律氏と通婚する氏族は奚王族迭刺氏と渤海王族迷里吉氏を除き少なくともさらに 13 氏がある(加えて今後引き続き発見される可能性を排除できない)、契丹文墓誌はこれら姓氏の契丹語形式を逐一記述し、その一部は漢文史料に対応する音訳を見出しうるが、一部は現在のところなお漢語の対訳形式が発見されていない。これらの姓氏を、漢文史料は一律に「蕭」と称するが、契丹文墓誌には現在まで「蕭」に対応する汎称が一例として出現していない。

「(許国)王の子延寧詳穩、諱明。左院皮室大將軍を授けらる。子陶寧、仕えず。」

この一段の文字は非常に重要で、『遼史』を増訂し、契丹の命名習俗を傍証するのに極めて裨益するところがある。『遼史』は寅底石の四人の子の名字につき、劉哥(また「留哥」に作る)、および同母弟盆都、異母弟化葛里と奚蹇を記す。そのうち劉哥と盆都は列伝が立てられている。この四人の名は一つとして『糺隣墓誌銘』に見える「延寧詳穩、諱明」と同じものがなく、その人物を『遼史』が失載していることがわかる。劉哥の字は「明隱」(miŋ-in)⁸⁾、延寧の字は「明」(miŋ)で、契丹人の「弟連兄名」の命名習俗⁹⁾によれば、延寧が劉哥の弟であることが推察される。つまり兄の字 miŋ-in の語尾 in を取り去ったのちの語幹形式 miŋ を弟の名としたのである。こうした命名方式はなお「子連父名」(もし父の字が pul-in なら長子の名が pul となる)と「妻連夫名」(もし夫の字が qan-in なら、正妻の結婚後の名は qan となる)に現れ、契丹社会の極めて特色のある古俗である¹⁰⁾。「弟連兄名」は一般に同胞兄弟の場合に出現するので、延寧は劉哥のもう一人の同母弟である可能性が大きく¹¹⁾、かつ延寧が年長である可能性がかなり大きい。『遼史』は数箇所劉哥一党の謀乱に言及し、参与者は盆都をはじめとし、化葛里と奚蹇はおそらく脅されて従ったものだが、延寧の名は見えない。劉哥のこの弟が謀乱に参加せず、おそらくはこのため左皮室詳穩にまで至ったことがわかる。延寧の妻は、現在までに発見されている契丹文墓誌には記述がない。漢文『秦国太妃墓誌』が記す秦国太妃の祖母「蘭陵蕭氏」は延寧の妻ではなく延寧の兄劉哥の妻である(この墓誌の記述の訛誤の問題は下文に詳論する)。

延寧の子は、『糺隣墓誌銘』にはわずかにその字「陶寧」^{あざな}が見えるだけで、その名が見えず、兄弟が何人だったかも明示しない。しかし『乙辛隱大王墓誌碑銘』第 46 行に出現する「于越第三代の伯父麼魯將軍」によれば、許国王寅底石は乙辛隱の「第五代先祖」で、麼魯將軍は寅底石の孫、つまり延寧の子(あるいは長子)であるに違いない。つまり陶寧には少なくとも一兄があることがわかる。『遼史』皇子表には寅底石の孫「阿烈」が見え、漢文『耶律庶幾墓誌』(清寧五年[1059])には「齊國太妃父故耶律阿烈」(齊國太妃は聖宗欽哀皇后の母)が見え、阿烈^{あざな}の字「陶寧」は『秦国太妃墓誌』に見える。

太祖聖元皇帝同母弟、守太師兼中書令、贈許國王諱亞思、夫人蘭陵蕭氏、曾王父母也。大内惕隱諱旻隱、夫人蘭陵蕭氏、王父母也。贈中書令、諱陶寧^{あざな}、夫人蘭陵蕭氏、

烈考妣也。

陶寧が阿烈であり、中書令はその死後の追贈であることがわかる。『乙辛隱大王墓誌碑銘』の陶寧に関する記述は文字が残欠しており、わずかに「仕えざるもの」を存する。『糺隣墓誌銘』と対照すると、この「仕えざるもの」が、陶寧その人であったことが確定される。同時にまた陶寧の「中書令」の追贈の年代が、重熙十四年（1045）の前であったことがわかる。追贈の理由は、明らかに欽哀皇后の外祖父という関係に基づく。ここからさらに、『遼史』皇子表の構成の底本の成立年代が興宗朝にあったことが証明される。契丹文墓誌の解読によって知られるが、陶寧阿烈には少なくとも一兄麼魯があり、かつ將軍であった。陶寧阿烈は白衣未仕の人に過ぎず、なぜ麼魯を越えて寅底石の末孫という重要な位置を独占しえたのか。その答えはやはり欽哀皇后との姻戚関係にある。もし皇子表が欽哀皇后専権攝政の時期に編撰されたのでなければ、おそらく陶寧阿烈が頭角を現すことはなかったであろう¹²⁾。契丹文で遼太祖より聖宗までの六帝の実録を編撰することは、重熙二年（1033）に始まった。四年（1035）冬、景宗以上五帝実録二十巻が完成した。八年（1039）、さらに聖宗実録四十巻が完成した。この六十巻は「皇朝実録」と汎称され、この膨大な史籍の編纂事業を主宰したのが、匣馬葛の四世孫で、『遼史』巻一百四に立伝された谷欲休堅である¹³⁾。

『糺隣墓誌銘』は玄祖、徳祖、寅底石、延寧、陶寧の五代の先祖を記述したのち、引き続き墓誌の主人公糺隣長寿の曾祖、祖、父の三代を記述する。

「仕えざるものの子、仕えず、掃古相公。[相公の]子烏魯幹里侍中。（この二人の称号は）皆乙辛隱が相を拜したのち追封された。」

「掃古」（契丹文は saugu と表記する）の語頭音節表音字 sau はあまりはっきりしないが、『乙辛隱大王墓誌碑銘』によって同定する。『遼史』によれば、乙辛隱は寿昌三年（1097）十月に南府宰相を拜しており、おそらくほどなくして追贈があったものであろう。陶寧の子孫二人が追贈を獲得した年代は、陶寧が追贈を獲得した年代からすでに半世紀餘りも隔たっている。「掃古相公」は「曷魯掃古將軍」とも作り、追贈された号が「安国軍節度使兼侍中」であり、烏魯幹里が追贈された号が「昭徳軍節度使兼侍中」で中書令に封ぜられたことは、みな『乙辛隱大王墓誌碑銘』に見える。「曷魯」は「掃古」の字ではなく、「曷魯掃古」が全名である。その他の契丹文墓誌に「曷魯涅葛」という名の人を看取でき、その人には別に字があつて「興寧」という。「曷魯」は契丹語の「黒い」、「涅葛」は契丹語の「犬」で、つまりこの人の名は「黒犬」である。ここから、『糺隣墓誌銘』が記述する墓誌の主人公の曾祖の名は「曷魯」を誤って書き漏らしていることがわかる。曷魯掃古の兄弟の有無は不明であり、欽哀皇后の母との長幼も不明である。

上文から続いて次のようにある。

「(相公の)妻直魯袞国夫人、子一人有り、烏魯幹里侍中。(侍中の)妻撒葛只国夫人、二人を生育し、男[兒]乙辛隱宰相。」

曷魯掃古の妻の名諱と封号は、『糺隣墓誌銘』にはじめて見える。烏魯幹里の妻の名諱は『乙辛隱大王墓誌碑銘』にも見えるが、更に詳細に彼女が拔里氏国舅帳に出自し、封号が「秦国太夫人」

であることを記述する。「二人を生育し」の下は字が欠くがさほど欠けていないことが推定される。すぐにその下に「男児」の単語があり、改行して「乙辛隱宰相」とある。撒葛只国夫人の女兒の名は『乙辛隱大王墓誌碑銘』に見え、「長安夫人」に作り、乙辛隱より年長である。ここから『糺隣墓誌銘』に長安夫人に関する記述がないことが推察される。「乙辛隱宰相」の下にはすぐに次のようにある。

「宰相の妻室四人。大妻胡都古娘子。次妻陳家女^{齊国}……第三妻楊姐夫人。第四妻南睦散別胥。」
「陳家女」以下の五つの単語は字跡がはっきりしないが、最初の二つの単語は「齊国」であるようだ。

大妻の名「胡都古」は、『糺隣墓誌銘』だけに見え、乾統五年（1105）以前に死に、封号はなく、故に『糺隣墓誌銘』は「娘子」とのみ称する。『乙辛隱大王墓誌碑銘』には拔里国舅小翁帳の出身で、涅里袞婉帳の乙信太保の女であることが見える。一女を生育し、名は王家女で、乙室己国舅少父房図独郎君に嫁いだ。

次妻の名「陳家女」を、『乙辛隱大王墓誌碑銘』は「陳家」に作り、「女」字を書き漏らしている。陳家女は糺隣長寿を含む五人の男と二人の女の生母で、「秦国太夫人」と追贈されており、彼女が乾統五年（1105）以前にすでに逝去していることを示す。その父の名は突呂不で、職は郎君である。墓誌には陳家女に関する長い記述があるが、遺憾にも主語の部分がちょうど残欠したところにあるので、正確な判断を妨げ、一つの推測をなしうるに過ぎない。この主語は男性で、墓誌は某相公と称する。この人物の名は「夫人の」（「夫人」は陳家女を指す）という単語の下に続いており、ここからこれが陳家女の前夫を指すことが推測される。二人が離婚ののち、某相公は乙辛隱第三代の伯父麼魯將軍の帳に入贅しており、おそらく麼魯將軍の子孫は嗣子がなく、故にこの相公がその帳を継承したのである（この相公は耶律氏ではなく、その陳家女との婚姻は、非耶律氏族の間の婚姻に属するが、これは契丹文墓誌ではつとに先例が出現している）。この推測が中っていれば、革麼隱（墓誌の撰筆者）は死者のために避諱せず、直筆でその家史を記録したことを示す。実際のところ類似の事例は契丹文墓誌に決して稀見ではなく、甚しくは特定の遼代漢文墓誌（たとえば『耶律庶幾墓誌』）にも家史のプライベートを暴露するような記述を看取することができる。

第三妻楊姐夫人は、某惕隱司長寿夷離畢阿刺里の女である。子はない。乾統五年（1105）二月二十一日に乙辛隱が埋葬された時、四妻の中で南睦散別胥だけが参列しており、楊姐はあるいはすでに逝去していたのであろう。

第四妻南睦散別胥は、奚六部渤魯恩可汗帳控骨里詳穩の女である。一子を生育し、名は興寿だが、夭折した。

以上先祖や上の世代を記述したのち、墓誌は9行の篇幅で墓誌の主人公の生涯を叙述し、あわせて経典を引いて評価を加える。その大部分は『乙辛隱大王墓誌碑銘』に見えない。内容はおおむね以下の如くである。

糺隣長寿 童卅の年より、嬉戯を喜ばずして儒覺の業を慕う。性惟れ清慎、才蘊卓秀、

温雅端良、忠肅愷悌。年二十四にして入仕し、左院夷離畢郎君となる。任満ち、印牌司郎君班に補せられ、後疾患を縈してしばらく朝堂を離る。旋いで礼賓使を加えられ、復た遼西路錢帛司に在りて先後某正副の職に任ぜらる。再度 病を發するの後、官を辞し診治すと雖も、然れども秦醫 効靡し。寿昌五年夏、捺鉢に隨侍する途中において病逝す。糺鄰長寿の妻烏里懶、乃ち乙室己少父房撒八里將軍の女、二子を育有す。長子習尼里、次子特麼尼里。

糺鄰長寿が奉職した錢帛司は、『遼史』には「某州錢帛都點檢」だけが見える。遼代の錢帛都點檢はおそらく正五品あるいは従四品で、これは『遼史』大公鼎伝に見える官秩昇進「①瀋州觀察判官[正七品]→②興国軍節度副使[従五品]→③長春州錢帛都點檢→④大理卿[正四品]→⑤長寧軍節度使[従三品]」から推定される（[]は金代の官品を参照）。しかし墓誌題名が一般に記録するのは墓誌の主人公の生前最後（最高）の官秩であり、糺鄰長寿の墓誌題名「大中央胡里只契丹国故礼賓使耶律糺隣墓誌銘」より見ると、礼賓使（正七品と推定される）がかれが錢帛司で任ぜられた何らかの正職の官秩より低いことはありえない。遼代漢文墓誌にはなお「提点錢帛」、「勾當錢帛」が見え、あるいは金代の錢帛司都管勾に相当する可能性がある。しかし『金史』の錢帛司都管勾は官品をいわず、その他の都司管勾職の官品を参照すれば、「従七品」ないし「従九品」と様々である。糺鄰長寿が任ぜられた職名の文字は残去はしていないが、レンズに収められていないので、以上の問題の最終的解決は、将来に託さざるをえない。

第17行より引き続き墓誌の主人公の一兄三弟の状況を述べる。

「[長兄]彭寿、入仕せず。諸弟：大弟福寿、右院郎君曷里斯詳穩を授らる。現に官におる。次弟德寿、北院轉運……。」以下は文字の残欠がやや多い。『遼史』は轉運司の職名の総目に「某轉運使。某轉運副使。同知某轉運使。某轉運判官。」と、四階の官職を列するが、文字が残欠しているため德寿の職がどれに属するのか確言できない。『金史』では都轉運司は正三品使、従四品同知、正五品副使を設置している。德寿は当時 37 歳にならず、その職は同知あるいはそれ以下であった可能性がある。糺鄰長寿の幼弟を、『乙辛隱大王墓誌碑銘』はその名を「崇寿」に作るが、『糺隣墓誌銘』のこの弟に関する状況は第17行下部の誌石が残欠したところにあった可能性がある。

彭寿は、『乙辛隱大王墓誌碑銘』には「將軍、仕えず」と称する。妻の名は「奪里懶」で、乙室己国舅少父房の出身で、一子があり、名は「奧刺只」である。

福寿は、『乙辛隱大王墓誌碑銘』によれば、その父は夷離畢となったのちに初めて職を授けられた。『遼史』によれば、乙辛隱が左夷離畢に徙ったのは、大安二年（1086）である。福寿の生年は不明だが、その兄長寿とあまり年が離れていなければ、初めて職を授けられた時にはおそらく二十歳を出たくらいであろう。乾統五年二月にその父が逝去した時、職は安州刺史、安州諸軍事であった。『遼史』卷三十八/地理志二に「安州、刺史。兵事隸北女直兵馬司。」とある。中華書局1974年版校勘記は「安州刺史、按紀統和二十八年十一月、馬保佑曾為安州團練使、卷九四耶律何魯掃古伝、清寧初加安州團練使、百官志四亦作團練。惟國志二二刺史州内有安州。或初是刺史、後升團練。」

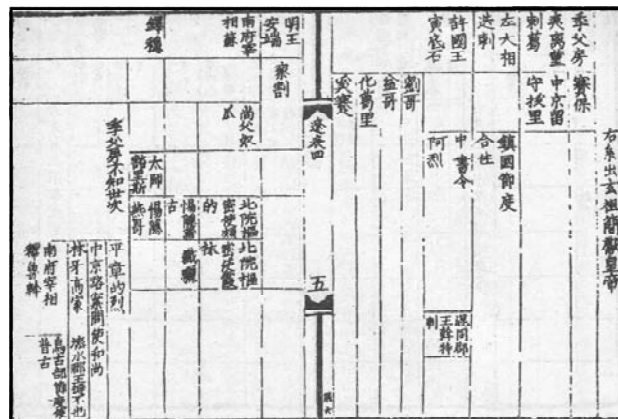
卷一百五蕭文傳、“父直善、安州防禦使。”文官于大康、壽昌間。」と注する。天慶元年（1111）『為先内翰侍郎太夫人特建經幢記』、天慶四年（1114）『史洵直墓誌』に「安州防禦使」がある。咸雍四年（1068）『蒲奴隱尚書墓誌銘』に墓主が「安州刺史」に任ぜられたことが見える。加えて福寿も「安州刺史」に任ぜられており、異同がある。安州は少なくとも乾統五年まではなお刺史州だったと推測される。

徳寿は、『乙辛隱大王墓誌碑銘』には「太尉」と称し、年十五で郎君孩兒班に補せられ、乾統五年二月にその父が逝去した時には、職は長寧宮副部署であった。妻は甌昆宰相帳磨魯古觀察の女で、乙失婉に封ぜられたが、早逝した。一子（あるいは女）を生育したが、その名は誌石の残欠したところにある。

乙辛隱の帳は長子彭寿、次子長寿、幼子崇寿が継承し、本帳は第三子福寿と第四子徳寿が管掌した。こうした分配形式は『元朝秘史』に近似の表現を見出しうる。

3 新系譜の構成

以上の解説と考証の結果により、まず『新出契丹史料の研究』 pp.171-172 § 季父房/許国王阿辛寅底石の系譜をあらためて帰納すると以下ようになる。そのうち、『遼史』皇族表に見えるものは□を用いて表示する。『遼史』に立伝するものは☆を附する。



許国王阿辛寅底石	一世
嫡子：□劉哥（明隱劉哥）☆	二世
嫡子：左院皮室詳穩延寧明	
嫡子：□盆哥（盆都）☆	
庶子：□化葛里	
庶子：□奚蹇	
延寧子：將軍磨魯	三世
子：□中書令阿烈（未仕陶寧阿烈）	
陶寧子：未仕曷魯掃古	四世

曷魯掃古独子：未仕烏魯斡里	五世
烏魯斡里子：混同郡王斡特剌（乙辛隱斡特剌）☆ 1035-1104	六世
乙辛隱長子：未仕彭寿 次子：礼賓使紉鄰長寿 1063-1099 三子：安州刺史福寿 四子：長寧宮副部署德寿 五子：崇寿 六子：夭折興寿	七世
彭寿独子：奥刺只 長寿長子：習尼里 次子：特麼尼里 德寿子：某	八世

さらに以上の解読と考証の結果によれば、重熙十四年（1045）に楊佺が撰写した『秦国太妃墓誌』に出現する錯誤を訂正しなければならない。錯誤は墓誌の主人公秦国太妃の祖父に関する記述にある。まず誌文の関係する部分は以下の如くである。

大昂之北、地戴斗極。天祚有德、實與我國。國姓曰耶律氏、我故秦國太妃出焉。宗望肇開、大郡疏于漆水。仙源濬發、洪流貫于絳河。太祖聖元皇帝同母弟、守太師兼中書令、贈許國王、諱亞思、夫人蘭陵蕭氏、曾王父母也。大内惕隱、諱旻隱、夫人蘭陵蕭氏、王父母也。贈中書令、諱陶寧、夫人蘭陵蕭氏、烈考妣也。

誌文の記述によれば、秦国太妃の祖父は「大内惕隱、諱旻隱」である。『遼史』耶律劉哥伝「劉哥、字明隱、太祖弟寅底石之子。……（泰徳泉之戦）事平、以功為惕隱。」に対照すると、「旻」、「明」は発音が近く、「隱」は契丹男子の字の語尾となる。「惕隱」は「大内惕隱」の簡称である。ここから墓誌に見える「大内惕隱、諱旻隱」が『遼史』に立伝された「劉哥、字明隱」と同一人物であることを容易に知りうる。しかし『紉隣墓誌銘』の「（許国）王の子延寧詳穩、諱明。左院皮室大將軍を授けらる。子陶寧、仕えず。」という記述はこれと截然と異なる。陶寧の父の名字、官職は旻隱あるいは明隱という人物と全く異なり、決して同一人物ではない。『紉隣墓誌銘』は年代的に『秦国太妃墓誌』より降るが、契丹文字で書写保存された家譜に基づき撰作されたもので、上述の如く、契丹人の家譜は家族のプライベートでさえも何ら隠さず一録入し、更に重要な先祖の名諱、事跡はいうまでもない。これを比較すれば信憑性がより大きい。従って、『秦国太妃墓誌』の撰者の漢人楊佺は統和年間の進士出身で重熙十年（1041）には吏部尚書、十三年（1044）には参知政事となった高級文官だが、契丹文に通ぜず、あるいは少なくとも関連する契丹文家譜を参照せず、漢文に転録した際に訛誤の出現した簡単な副本にしかよっていないものと推断される。家譜原文中の「大内惕隱、諱旻隱、夫人蘭陵蕭氏」の一節は「左院皮室大將軍、諱延寧、夫

人蘭陵蕭氏」の一節の前にあったが、転録の際に錯簡し訛誤の発生をもたらした可能性が大きい。従って、『秦国太妃墓誌』の系譜の部分は以下のように訂正すべきである。

太祖聖元皇帝同母弟、守太師兼中書令、贈許國王、諱亞思、夫人蘭陵蕭氏、曾王父母也。左院皮室大將軍、諱延寧、夫人蘭陵蕭氏、王父母也。贈中書令、諱陶寧、夫人蘭陵蕭氏、烈考妣也。

漢文墓誌の「諱」が指すのは、契丹人の「^{あざな}字」であって「名」ではないので、契丹文墓誌の記述に補うべきは「延寧」であって「明」ではない。

四 『白斯本相公墓誌銘』

1 国舅小翁帳新資料の出現

本墓誌の拓片は2014年に出現したが、原石の所在は不明である。2015年に中国の「契丹文専門家」が贗物と鑑定した。墓誌拓片は2枚で、1枚は契丹小字『大耶律故国舅小翁帳彰信軍節度使知国舅詳穩事追封同中書門下平章事白斯本相公墓誌銘』（以下『白斯本相公墓誌銘』と略称）、1枚は漢字『故彰信軍節度使知大國舅詳穩贈同中書門下平章事蕭公墓誌文』（以下『蕭叟墓誌』と略称）である。どれが誌石の正面に刻し、どれが誌石の背面に刻したのか、および誌蓋の有無などの情報は、一切不明である。墓誌は灰色砂岩質で、高さ96cm、幅100cm、厚さ13cmであったという。公開された漢字拓片の写真は比較的是っきりしているが、契丹小字拓片の写真は大変不出来で、とりわけ第10行以後は、多くの字跡がぼんやりしている。拓片写真の示すところでは、契丹小字は27行を刻し、漢字は36行を刻する。両者は全部が対訳ではないが、かなりの部分の記述が相互の傍証に役立つ。研究を通じて、本墓誌が以下の諸方面において極めて史料的価値をもつことがわかる。

一、『遼史』、とりわけ外戚表「太宗靖安皇后父室魯」一族の系譜を増訂するのに重要な意味をもつ。

二、契丹小字「𐰇」*mod、「𐰏」*hoj、「𐰑」*höl (hor)、「𐰓」læsの音価を推定するのに重要な意味をもつ。

三、大量の新しい単語を解説し、一部の旧訳を訂正するのに重要な意味をもつ。

四、豪州と遼州の地名を解説するのに重要な意味をもつ。

墓誌の主人公は国舅小翁帳拔里氏で、^{あざな}字は白斯本、名は查刺（重熙二十二年[1053]～天慶三年[1113]）、奪里懶將軍と永清郡主の次子である。墓誌は遼天祚帝天慶三年十一月二十二日に刻された。

墓誌の出土地点は不明だが、誌文には白斯本の墓地は蘭陵山の東丘に位置したとあり、その地名が両親の墓誌の「豪刺河東蘭陵山のすそ」にも見え、同じ場所であることがわかる。蘭陵山は今日の遼寧省阜新蒙古族自治县平安地鎮阿汗土村宋家梁屯の北山であり、山は密生した松林に覆われ、松林の中には盗掘で遺された穴がいたるところにある。2003年5月、宋家梁屯から東北に800m離れた王



宋家梁屯から眺めた北山

墳溝における盗掘で発見された奪里懶將軍と永清郡主の合葬墓は、その地理座標が、北緯42°24'26.9"、東経121°46'35.7"、海拔347.2mとなる。この家族墓地の占有面積は42500 m²に達し、白斯本墓もその父母の合葬墓附近の松林の中にあつたに違いない。



奪里懶將軍と永清郡主墓の東側松林(西→東)

2 新旧資料の比較証明

契丹小字墓誌の右から第1行と第2行は誌題で、両行の語頭の字はともに墓誌の正文より約3字分低い。第3行から第22行までは墓誌の正文で、第23行より第26行はu母音の脚韻を踏む銘文で、墓誌の正文および銘文はともに頂格で刻写される。第27行は年月日落款および書丹者の姓名で、この行の第一字は墓誌正文より約17字分低い。

第1～2行は墓誌の題名である。

「大耶律の故国舅小翁帳、彰信軍節度使、知国舅詳穩事、同中書門下平章事を追贈せらる白斯本相公の墓誌銘 序を併す」。

「彰信軍節度使」は、遙領である。

「知国舅詳穩事」は、『遼史』によれば、大安年間に蕭阿烈が、天慶初に蕭乙薛がこの職を授けられている。白斯本は乾統九年（1109）に第三女が選ばれて宮に入ったことで、初めて仕えて場母城節度使（『蕭叟墓誌』は「始平軍節度使」に作る）を授けられ、考満して「知国舅詳穩事」に就き、天慶三年11月に逝去した。『遼史』百官志は一般に品秩を標示せず、北宋前期の武階正任官の節度使の品秩は従二品で、金代の諸節鎮節度使は従三品であるが、『白斯本相公墓誌銘』第11行には白斯本が自らその品秩を「三品」ということが見え、差異があることがわかる。

「白斯本」は墓誌の主人公の^{あざな}字で、その名「查刺」および生年月日「重熙二十二（1053）癸巳年十一月二十日」は墓誌第4行の冒頭に見える。白斯本の漢名「叟」、^{あざな}字「晦之」は、『蕭叟墓誌』第4行に見える。卒年月日「天慶三年八月五日」は墓誌第11行末尾に見えるが、『蕭叟墓誌』第16行は「天慶三年八月六日」に作り、両者は一日の差がある。

第3行は墓誌の撰者を記す。

「高州の觀察使、翰林院事を総知せる開国子耶律固 撰した」。

『韓半島から眺めた契丹・女真』上篇第二章「高麗史料中に現れる契丹人」第六節「耶律固」は、契丹文墓誌、『遼史』、『金史』の関係する記述によって遼金両朝に仕えた契丹小字の名家耶律固の生涯を詳細に研究した。今日、『白斯本相公墓誌銘』が発見されたことで、耶律固が撰写した契丹小字墓誌の総数は8件から9件に増えた。これらの墓誌によれば耶律固の乾統七年（1110）における職が「銀青崇禄大夫檢校尚書右僕射使持節龍州諸軍事龍州刺史充本州防禦使総知翰林院事兼殿中侍禦使雲騎尉漆水県開国子食邑五百」（『大耶律故宋魏国妃墓誌銘』）、天慶五年（1115）の職が「高州觀察使金紫崇禄大夫檢校尚書右僕射漆水県開国伯」（『大耶律初魯得迪魯董將軍妻撻体娘子墓誌銘』）であったことがわかる。今『白斯本相公墓誌銘』によって、耶律固に「高州觀察使」の職が授けられた時期が少なくとも天慶三年（1113）以前であり、その「開国伯」の爵位が授けられた時期が天慶三年11月以後天慶五年4月以前であることがわかる。

第4行より第9行は、先祖や上の世代および兄弟を記述する。第17行より第21行は、妻や子女および孫世代を記述する。これらの記述は、以前出土した同一の家族史を記述した契丹小字『奪里懶太山將軍妻永清郡主二人の墓誌』（寿昌元年[1095]。以下『永清郡主墓誌』と略称）、漢文『大遼永清公主墓誌銘』（契丹小字墓誌と同一の誌石に刻される。以下『永清公主墓誌』と略称）、契丹小字『大金故顯武將軍尚食局使蘭陵県開国男騎都尉食邑三百拔里公墓誌』（大定十五年[1175]。以下『顯武將軍墓誌』と略称）と相互に対照することで、それらの異同を発見し、新旧系譜の疏漏と訛誤を訂正するのに役立つ。

墓誌は先祖「又矢又伏 𠂔𠂔」より記述を開始する。「又矢又伏」^{あざな}jiduq は、先祖の字で、『蕭叟墓誌』は「神觀」と音訳する。『永清郡主墓誌』と『顯武將軍墓誌』ははっきりしないが、前者は「又𠂔^𠂔又伏」に、後者は「又𠂔^𠂔又伏」に作る。『白斯本相公墓誌銘』が正確である。「𠂔𠂔」^{あざな}ænli は、先祖の名で、『蕭叟墓誌』は記さず、しばらく「亮里」と音訳しておく。以下に『白

斯本相公墓誌銘』と『蕭攸墓誌』の関連する記述を対比観察する。

行	契丹小字『白斯本相公墓誌銘』	漢文『蕭攸墓誌』	行
4 ↓	先祖神觀亮里、兼政事令、義宗皇帝（耶律倍）の女阿不里公主を尚り、二子を誕む。	始祖曰神觀、兼中書令。在太祖、太宗時有佐命功、尚義宗皇帝之女齊國公主曰阿保禮、	4 ↓
9	長子留隱啜里、兼侍中、駙馬都尉、世宗皇帝の女和古典を尚り、子一人、応哥駙馬。次子檀哥將軍、檀哥將軍の子安哥太師。安哥太師の子王五駙馬、聖宗皇帝の女興哥公主を尚る。駙馬の子奪里懶、名泰山、將軍。伯祖父応哥駙馬と聖宗の弟齊国王の女迎兒公主（夫妻）二人嗣なく、將軍に救命して其の帳を承けしめ、武寧軍節度使、同中書門下平章事を追贈せらる。奪里懶 齊国王の孫娘岳姐郡主を尚り、白斯本將軍を誕む。一兄磨散、前西北招討兼中書令、長子阿僧、左院宣徽使、同中書門下平章事、駙馬都尉、可汗の妹秦晋国長公主延寿を尚る。一弟阿刺里、字 特免、故臨海軍節度使、長子藥奴、太子少師を授けられ、皇太叔祖の女吳国公主骨欲を尚る。相公生性篤厚、爵号に拘らず。年五十七、淑妃の入宮するを以て、場母城節度使を授けらる。期に至り、徙りて国舅詳穩事を知す。常に官を去るの意あり。天慶三年、春夏の際、人を召しこれに語りて曰く：吾が一女 妃となり、兄弟の二子 主を尚る。身を以て輔佐し、位 三品に次り、福已に至極、去らざれば不可なり。冬斡魯朶において章を拝し、聖人恩もて官を去るを准す。是の年秋八月五日、疾無くして官に卒す。年六十一。	生二子。長曰啜里、兼侍中。尚世宗皇帝之女秦晋国大長公主曰胡骨典。次曰檀哥、某衛將軍、即公之高王父也。將軍公生檢校太師、某軍節度使安哥、即公之曾王父也。太師公生駙馬都尉王五、尚聖宗皇帝之女榮陽公主曰興哥者、即公之王父、王母也。駙馬公生某衛將軍曰泰山、以其伯祖同中書門下平章事應哥、尚聖宗皇帝弟齊国王之女河間公主曰迎兒者、無嗣、詔將軍公主其家。歿、贈武寧節度使、同中書門下平章事。武寧公[將軍]娶齊国王之女孫安昌郡主曰岳姐者、即公之考妣也。生三子。長曰昕、西北路招討兼中書令、即公之兄也。其子曰昱、同中書門下平章事駙馬都尉、尚皇妹秦晋国長公主曰延壽者、即公之猶子也。季曰阿刺、故臨海軍節度使、即公之弟也。其子曰藥奴、太子少師、臨海軍節度使、尚皇太叔祖宋魏国王之女吳国公主曰骨欲者、亦公之猶子也。公少惇靜、志不熹仕進。年五十有七、以淑妃入宮、始一命為始平軍節度使。考滿、再命知國舅詳穩。既而日渴渴有歸休志、天慶三年自春及夏、常語諸人曰、吾一女作妃、兩猶子尚主、身起家為方帥、此吾之幸極矣。不去則不可。俟其冬、即詣闕拜章、面訣聖人以去。无何、以其季秋八月六日、无疾終于治所。時年六十有一。	16
17 ↓	妻室二人、正妻阿里国夫人、六院宗室空寧太師の女。先に卒す。次妻毛且国夫人、孟父房阿懶令公の女。二人皆旌録、慈順にして母婦の徳あり。四子あり、長子特末里、	先配耶律氏、即北王帳某軍節度使口不之女。繼配耶律氏、即遙輦帳守司空兼中書令孝忠之女。皆封贈楚國夫人、慈順有母婦徳。子男四、	23 ↓
21			28

<p>隴州團練使を授けられ、印牌司郎君班押班を領す。妻室二人、正妻白哥娘子、孟父房阿懶令公の女。次妻幹特懶娘子、王子班福寿太師の女。次子宜孫郎君、妻杷里娘子、孟父房阿刺里通進の女。第三子那哥郎君、妻胡刺葛娘子、孟父房長寿奴太保の女。末子彭祖寿郎君。五女あり、長女毛旦娘子、六院宗室蒲速里郎君に適ぐ。次女烏里衍、可汗惕隱司仲父房迪烈將軍に適ぐ。第三女即ち淑妃。第四女曷主、第五女烏里懶、皆幼。特末里太尉と白哥娘子二人 三子二女あり、長子烏里達刺、次子只里姑、第三子大悲奴。長女双袍、幼女骨里。宜孫郎君と杷里娘子二人 二子二女あり、長子謝家奴、次子鶻洒。長女蒲蘇懶、次女胡懶。那哥郎君と胡刺葛娘子二人 一子あり、阿古。</p>	<p>長曰特末、隴州團練使、牌印郎君。押班端慤、克家有才致。次曰宜孫、那哥、彭祖壽、皆未仕、謹靜有父風。女五、長曰毛旦、適北王帳某軍節度使耶律獨迭之子曰郎君蒲速。次曰烏里衍、適橫帳某衛將軍迪烈。次即淑妃也。次曰曷主、烏里懶、皆幼。孫若干、男曰烏里達刺、只里姑、大悲奴、謝家奴、鶻洒。女曰□□、骨里、慶州女、蒲蘇懶、胡懶。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

1 神靚

『遼史』には同音異訳の人名「神睹」、「神都」があり、本紀のこの人物に関する記述は、応暦二年(952)秋七月乙亥、「政事令婁國、林牙敵烈、侍中^{神都}、郎君海里等謀亂就執。」保寧二年(970)九月辛丑、「得國舅蕭海只及海里殺蕭思温状、皆伏誅、流其弟^{神睹}于黃龍府。」保寧三年(971)夏四月「戊子、蕭^{神睹}伏誅。」の三つがある。国舅蕭海只は応暦二年に南奔を謀り、事発して執えられた国舅政事令蕭眉古得で、「海只」はその^{あざな}字、適切な音訳は語尾 n 子音を含めた「海真」(旧五代史)、「海貞」(国志および通鑑)である。最近、内モン自治区錫林郭勒盟多倫県で漢文『故貴妃蕭氏玄堂誌銘』が出土し、なお全文は公開されていないが、発掘報道によれば、貴妃は聖宗の廢后、その曾祖は大国舅、皮室大將軍「迷骨徳」とのことで、この名は「眉古得」の同音異訳で、同一人物に違いない。この人物はその他の遼代漢文墓誌において「迷古寧演烏盧詳穩」(『秦晋国妃墓誌』咸雍五年[1069])、「迷骨里大將軍」(『蕭僅墓誌』太平九年[1029])とも作り、淳欽皇后の同胞弟撒懶阿古只の子である。『遼史』阿古只伝に見える「子安團、官至右皮室詳穩」をも同一人物とする仮説は、「安團」と「海真」が同一の単語の音訳でないことに鑑みて、しばらく保留したい。『遼史』が神睹を蕭海只の弟とするので、『白斯本相公墓誌銘』と『蕭攸墓誌』に出現する神靚は阿古只の子となる。

契丹小字『永清郡主墓誌』には郡主の夫奪里懶太山(1029-1087)につき「第六代先祖雲独昆緬思(室魯)尚父」、「第五代先祖神靚亮里令公、乃ち拔懶月椀の子、叔父撒懶(阿古只)宰相第五妻孿斤夫人の子。□□郎君 嗣無くして卒するに因り、妻齊国阿不里公主と再婚し、其の帳を承領す。公主乃ち讓国皇帝(耶律倍)と孿幹麼の女。」と見え、神靚がもと阿古只の子で、雲独昆緬

思の子某郎君が子になかったため入りてその祧を承け立ちてその嗣となったことがわかる。雲独昆緬思は淳欽皇后の異父仲兄、太宗靖安皇后の父で、『遼史』外戚表は緬思と阿古只にそれぞれ欄を設けており、二つの家系はともに拔里国舅小翁帳に属するが系属が同じでないことを意味している。このため、『新出契丹史料の研究』p.239 で増補した外戚表では奪里懶太山の第五代の先祖を雲独昆緬思の下に列した。新出墓誌によって訂正を要するのは、神靚克里が『遼史』に見える蕭翰と同一人物ではないということである。

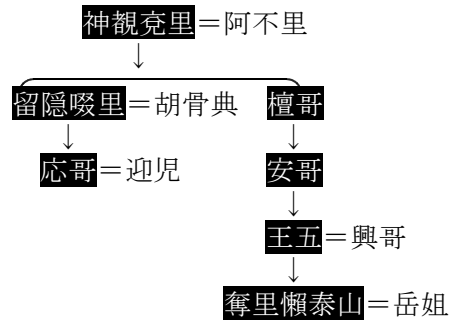
神靚の官職名を、『白斯本相公墓誌銘』は「兼政事令」に、『蕭叟墓誌』は「兼中書令」に作る。『遼史』によれば、世宗天祿四年（950）政事省を建て、興宗重熙十二年（1043）に中書省に改めた。従って、契丹小字墓誌の記述が正確である。

2 阿不里公主

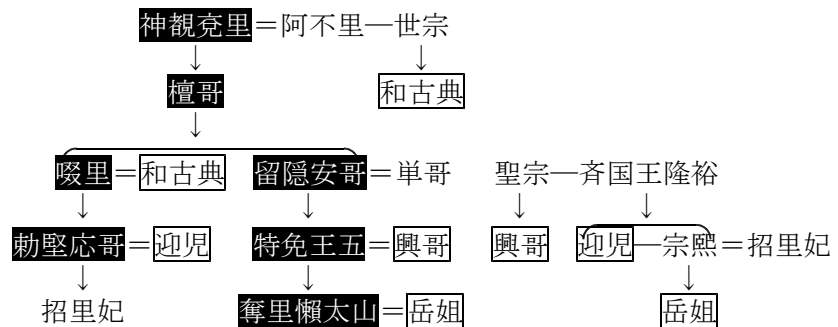
『遼史』蕭翰伝に「天祿二年（948）、尚帝妹阿不里。」とあり、阿不里が耶律倍の女、世宗の妹であることがわかる。『遼史』の阿不里に関する記述は寥寥たるもので、かつその夫蕭翰の謀反をめぐることばかりである。蕭翰伝のほかには、世宗本紀に「天祿三年（949）春正月、蕭翰及公主阿不里謀反、翰伏誅、阿不里瘐死獄中。」とあるだけである。蕭翰（寒真敵烈）は雲独昆緬思の兄迪輦迪魯古の子で、迪輦迪魯古のもうひとりの子蕭幹（婆典項烈）との長幼は不明である。しかし蕭翰の契丹名「敵烈」*dile* は父の字「迪輦」*dilən* により、契丹の古俗「子連父名」では長子の名を父親の字の語幹から取ることが多く出現し、*dilən* → *dile* なので、蕭翰が蕭幹より年長である可能性があるかと推測される。蕭翰は太宗にしたがって汗に入ってからほどなく、大同元年（947）三月に宣武軍節度使に抜擢された。天祿二年（948）正月、阿不里公主をめとり、ついで太宗の庶子天徳および太祖の弟寅底石の子劉哥、盆都と謀反し、結局天徳は誅に伏し、劉哥と盆都は流放され、蕭翰は世宗に擁護されて杖罰で済んだ。しかし翌年正月また阿不里と書を以て明王安端と結んで謀反し、事発して誅に伏した。『遼史』の「阿不里瘐死獄中」は史実ではない。墓誌の記述によれば、阿不里はまた神靚と再婚し、かつ嗣子を生んでいる。阿不里が獄中に死なず、赦免されたのが世宗の親族の情のおかげであったことを示す。蕭翰の死後、阿不里が神靚と再婚し、嗣子が繁栄したという歴史の真相が揭示されたことも、関連問題を考え直すのに役立つ。2003年に内蒙古自治区通遼市科爾沁左翼後旗吐爾基山東南麓で遼墓が発見され、墓主は女性、推定年齢は30～35くらいで、棺槨は華美、陪葬は豊厚だったが、あわただしく埋葬された痕跡があった。要するに、墓誌が出土しないので墓主の身分に関する種々の臆測を引き起こしたが、そのうち「阿不里公主説」は「質古公主（太祖の女）説」と「餘盧睹姑（太祖の妹）説」が否定されたのち最も喧伝された。現在ではそれを終息させることができる。最後に、阿不里の封号について、『蕭叟墓誌』は「斉国公主」に作るが、これは『永清郡主墓誌』に見えるものとは同じだが、『顕武將軍墓誌』に見える「秦国公主」とは異なる。『顕武將軍墓誌』と『永清郡主墓誌』の刻写年代は80年も隔たっており、「斉国公主」の封号を史実とすべきである。

3 神靚以下五代

この一節の親族関係に関する記述は最も混乱している。まず『白斯本相公墓誌銘』と『蕭叟墓誌』の記述する系譜を帰納すると以下の如くである。



『永清郡主墓誌』と『顯武將軍墓誌』に見える系譜と対比すると、混乱をもたらした原因が「啜里、応哥」父子系譜の誤植であることが発見される。啜里は檀哥の兄ではなく、安哥の兄であり、「留隱」も啜里の字^{あざな}ではなく、安哥の字^{あざな}である。



啜里 祖母は世宗の妹阿不里公女で、めとった和古典公女は世宗の長女である。従って、啜里の父檀哥と和古典は「舅表兄妹」であり、啜里と和古典は「表姑姪」の関係にある。和古典の封号を、『遼史』公主表は「保寧間、封秦國長公主」に作る。『蕭叟墓誌』に見える「秦晉國大長公主」と異なる。『遼史』卷十/聖宗本紀一/統和三年（985）十一月に「戊寅、賜公主胡骨典（和古典）葬夫金帛、工匠。」とあり、啜里が統和三年以前に死んだことがわかる。

応哥 『蕭叟墓誌』に応哥の歿後「武寧軍節度使を贈らる」とあるが、『遼史』本紀聖宗開泰八年（1019）には、「五月壬申、以駙馬蕭克忠為長寧軍節度使。」とある。蕭克忠は応哥の漢名で、節度使は歿後に贈られたのではなく生前に加えられたことがわかり、かつ軍号「武寧」は『遼史』の「長寧」と異なる。『永清郡主墓誌』には応哥が生前、郎君班詳穩、彰国軍節度使を歴任し、金吾衛上將軍、上京戸部などを加えられ、四字功臣を賜り、国舅詳穩となり、使相に封ぜられたとある。軍号「彰国」も「長寧」と異なる。応哥がめとった河間公女迎兒は、聖宗の季弟斉国王隆裕（胡都董高七）の女である。隆裕には少なくとも二女があり、長女末掇隗幹公女は、特免郭哥駙馬に嫁いだ。河間公女に封ぜられ迎兒を名とするものは、その妹に違いない。迎兒は斉国王の第三子宗熙の女岳姐と「姑姪」関係にあった。岳姐の封号を、『永清郡主墓誌』は「永清」とし、「安昌」と

異なる。応哥と迎兒には子がなく、一女のみで、名は招里で、齊国王隆裕の第三子宗熙に嫁いだ。

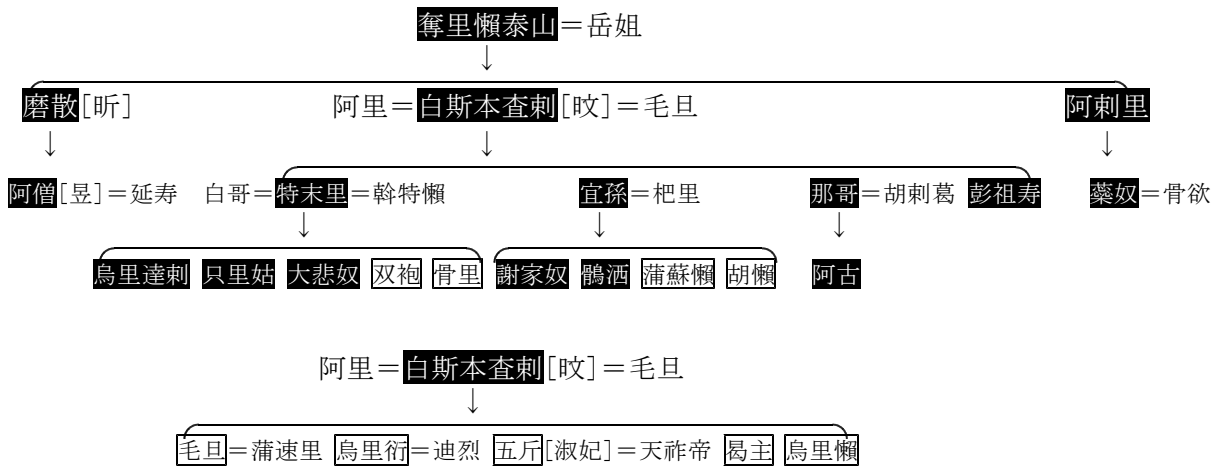
王五 『永清郡主墓誌』には七兄弟の長子であったことが見える。めとった興哥公主は聖宗の第十四女で、『遼史』 公主表はその封号を記さず、『蕭叟墓誌』が「滎陽公主」に作ることは史書に見えない。王五の歿後、興哥は王五の弟鐸只と再婚している。

奪里懶泰山 漢名「彦弼」、字「良輔」は、漢文『永清公主墓誌』に見える。奪里懶の名「泰山」を、『永清公主墓誌』は「太山」に作る。奪里懶がめとった岳姐は、宗熙の長女である。岳姐の母招里妃は奪里懶と「従堂姉弟」（曾祖父を共有する場合、「従堂」という）関係で、奪里懶はその女を娶りあわせて応哥の帳を継承するが、その詳細は『永清郡主墓誌』に見える。奪里懶と岳姐が三子を育てたことは、あらゆる関係墓誌において一致する。三子のほかなお六女があったことは、『永清郡主墓誌』および漢文『永清公主墓誌』のみに見える（詳細は『韓半島から眺めた契丹・女真』 pp.77-78 を見よ）。

4 奪里懶以下三代

『白斯本相公墓誌銘』（八代の人を記述する）は『永清郡主墓誌』（七代の人を記述する）とは 18 年隔たっているが、『顯武將軍墓誌』（十一代の人を記述する）とは 62 年も隔たっている。家族人物の相関情況の記録は、時間にしたがって変化が発生し、家系が異なることで記述の重点が異なることは容易に想像される。したがってこの一節の系譜を観察する際に不一致を一方の誤記に簡単に帰結することはできない。『蕭叟墓誌』は白斯本の孫娘「骨里」、「蒲蘇懶」の間に「慶州女」があったと記すが、『白斯本相公墓誌銘』はこの女の名を記録していないので、誰の女か確言できない。

まず『白斯本相公墓誌銘』と『蕭叟墓誌』の記述する系譜を帰納すると以下ようになる（文字反転は、男性を表示し、文字囲みは、女性を表示する）。



漢文墓誌は多く男子の漢名を記述するが、第三子阿刺里の漢名「昉」は『蕭叟墓誌』に出現せず、漢文『永清公主墓誌』だけに見える。契丹男子の漢名は、一般には成年ののちに名付けられ、たとえば阿僧の漢名「昱」が、『永清公主墓誌』に見えないのは、18 年前の阿僧がなお冠に及ばなかつ

たからである。白斯本查刺の漢名「叟」を、『永清公主墓誌』は「咳」に作る。「叟」の意味は「和」だが、「咳」の意味は「日光兼覆」である。『蕭叟墓誌』には蕭叟の字「晦之」が見え、名と字の含義が相関するという角度から考慮すれば、「咳」が「叟」よりも「晦之」と組み合わせるのにふさわしい。

白斯本查刺は墓誌の主人公なので、かれの子孫に対する記述は非常に全面的である。一方でその一兄一弟の家族は際立った人物のみを選んで記述し、その他は一切省略している。『永清郡主墓誌』は三兄弟の父母の墓誌なので、その子孫に対する記述には詳略の偏りが現れない。

4.1 奪里懶の子世代

長子昕 その契丹名「欠𠵿」は『白斯本相公墓誌銘』と『永清郡主墓誌』に見えるが、その字「磨散」は『白斯本相公墓誌銘』のみに見える。1095年に「太保」となり、1113年に刻された墓誌は「前西北路招討兼中書令」と記し、すでに引退している。その妻や子女の詳細は『永清郡主墓誌』に見える。正室撻不衍娘子は惕隱司仲父房の出身で、二子を生子、長子は阿僧、次子は韓家奴である。継室烏里衍娘子は六院部の出身で、1095年以前に逝去している。さらに娶った妻欲混娘子は遙輦鮮質可汗帳の出身である。側室宝光娘子はその出身房帳を記さず、一子二女を生んだが、子の名は墓誌の残欠したところにある。長女は林迷、次女は阿古である。『永清公主墓誌』には第三子の名「哥得」が見え、側室が生んだ子に違いない。

次子咳 『白斯本相公墓誌銘』の墓主白斯本である。『永清郡主墓誌』にはその契丹名「查刺」だけが見え、1095年に郎君となった。1113年に刻された墓誌はその官職名を「彰信軍節度使、知国舅詳穩事、追封同中書門下平章事」と記す。妻阿里娘子は六院部の出身で、「楚国夫人」に封ぜられ、1095年から1113年の間に死んだ。咳の次妻毛旦も、「楚国夫人」に封ぜられたが、『永清郡主墓誌』に見えず、阿里娘子の死後娶ったことがわかる。白斯本は三子五女を養育し、長子は特末里、次子は宜孫である。第三子を『永清郡主墓誌』の契丹文は「馬哥」と刻するが、『永清公主墓誌』は「那哥」と記し、『白斯本相公墓誌銘』の記述と合う。「馬哥」は誤刻に違いない。第四子彭祖寿で、『白斯本相公墓誌銘』と『蕭叟墓誌』だけに見える。その父白斯本の墓誌は彭祖寿が書丹したものである。契丹小字墓誌の最後の一行は書丹者の姓名を「彭祖」に作り、「寿」字を刻み忘れている。白斯本の第四女曷主、第五女烏里懶はともに1095年以後に生まれたので、『永清郡主墓誌』は長女毛旦、次女烏里衍、第三女五斤のみを記す。この第三女五斤が『白斯本相公墓誌銘』と『蕭叟墓誌』に見える「淑妃」である。

季子昉 1095年に郎君となり、1113年に刻された墓誌は「故臨海軍節度使」と記し、1113年以前に死んだことがわかる。その名「阿刺里」は『白斯本相公墓誌銘』と『永清郡主墓誌』に見えるが、漢文『蕭叟墓誌』は「阿刺」に作り、語尾-rを省略して音訳していない。その字「特免」は『白斯本相公墓誌銘』と『顯武將軍墓誌』に見える。妻窩里朶娘子は六院部出身である。『白斯本相公墓誌銘』はその長子の名「藥奴」のみを記すが、『永清郡主墓誌』は窩里朶娘子が長子藥奴、次子何里只、第三子五斤、第四子陳十および長女白散、次女南陸散の四子二女を生んだことを詳

細に記す。

長女賢聖哥娘子 惕隱司季父房耶魯幹太尉に嫁ぐ。耶魯幹の漢名は弘礼で、永清郡主の三弟である。清寧三年（1057）、耶律隆運（韓徳讓）に子がないため、道宗は耶魯幹に命じその帳を継承させた。耶律隆運は功を以て国姓を賜り、官籍を出て、季父房に隸したので、墓誌は耶魯幹の房族を季父房と記す。

次女合哥娘子 遙輦阿刺里に嫁ぐ。

第三女貴哥娘子 惕隱司于越王孫涅哥に嫁ぐ。

第四女得哥娘子 王子班度窟里郎君に嫁ぐ。

第五女師姑娘子 惕隱司仲父房蒲速幹郎君に嫁ぐ。

第六女延哥娘子 1095年になお嫁いでいない。

4.2 奪里懶の孫世代

阿僧 昕の正妻撻不衍娘子が生んだ長子である。『永清郡主墓誌』と『永清公主墓誌』には阿僧になお一同母弟韓家奴、一異母弟哥得（昕の側室が生む）があったと見える。阿僧の漢名は「昱」で、1113年以前に天祚帝の妹秦晋国長公主延寿をめとり、駙馬都尉を拝し、1113年にすでに左院宣徽使、同中書門下平章事であった。『遼史』公主表に昭懷太子の一女が見え、名は延寿で「封楚國公主、徙封許國。乾統元年（1101）、進封趙國、加秦晋國長公主。下嫁蕭韓家奴。」とある。韓家奴は、阿僧の同母弟と同名である。『遼史』本紀天慶五年（1116）に「以北院宣徽使蕭韓家奴知北院樞密使事」とあり、北院宣徽使は左院宣徽使（官秩はおそらく正三品）である。『遼史』蕭酬幹伝にも「駙馬都尉蕭韓家奴」と見える。以上の三例を総合すると、延寿公主をめとったのは韓家奴であって阿僧でないことが証明される。『白斯本相公墓誌銘』と『蕭叟墓誌』の記述は同じで、同一版本の系譜に出自したに違いなく、この系譜はおそらく伝抄の際に韓家奴の事跡をその兄阿僧のそれに誤ったものであろう。永清郡主が1095年に逝去したのち、その墓誌の書丹者は韓家奴で、幼時より文才が抜きんでていたことがわかる。仮に1101年に主をめとった時に20歳なら、祖母が逝去した時はようやく17歳である。『永清郡主墓誌』は韓家奴三兄弟に言及する際にみな官職名を附しておらず、当時なお入仕していなかったことがわかる。

藥奴 昉の妻窩里朶娘子が生んだ長子である。『永清公主墓誌』にその名「如意奴」が見える。しかし「藥奴」の契丹小字は「𐰽𐰺 𐰺𐰽」に作るが、「如意奴」の契丹小字はその他の墓誌に見え、「𐰽𐰺 𐰺𐰽」に作り、両者は一致しない。『顯武將軍墓誌』ではこの人の名を「𐰽𐰺 𐰺𐰽」に作り、『金史』は「乳奴」と音訳し、本紀天輔七年（1123）五月「己巳、次落藜濼。幹魯等以趙王習泥烈、林牙大石、駙馬乳奴等來獻、并上所獲國璽。」に見える。「𐰽」は漢語日母字の専門音訳用字であり、「𐰽」、「𐰽」は契丹語の単語を綴るのに用いられ、筆者の推定音は「𐰽」*ɲʃ、「𐰽」*ɲʃである。漢語声母を綴るのに用いられる際には、子音の形式だけで出現する。この用字方法は女真大字が漢語を綴る場合にも同じ表現がある。藥奴は1113年以前に皇太叔祖宋魏国王和魯幹（1041-1110）の女吳国公主骨欲をめとった。和魯幹には三子二女があり、長女は鄭国公主に

封ぜられ、拔里国舅小翁帳撒懶阿古只の七世孫德恭の長子善光に嫁いだ。この吳国公主が和魯幹の次女に他ならない。『永清郡主墓誌』には藥奴になお三弟：何里只、五斤、陳十があったことが見える。『金史』卷九十一に伝のある石抹卞は、五斤の子である。

藥奴の 1113 年の官職名は「太子少師、臨海軍節度使」だが、『白斯本相公墓誌銘』には「臨海軍節度使」が見えない。金に降ったのちの事跡および子孫は、『顯武將軍墓誌』に詳しく見える。南京統軍および絳、定、東勝などの州の節度使を歴任し、特進を加えられた。1175 年にはすでに高齢で隠退し郷居した。長子烏里朮輦は、淄、相、順、泰などの州刺史および河、建二州少尹を歴任した。妻王哥夫人は、惕隱司仲父房凶独街使の女である。「街使」は、宋に「左右街使」があり、六街の徼巡を分察することを掌る。『遼史』、『金史』百官志には見えない。烏里朮輦と王哥夫人は三子を生育し、長子緬隱胡烏里（1130-1175）は、年三十を超えてなお仕えず、33 歳で始めて昭信校尉を拝し、35 歳で尚食長となり、38 歳の時母王哥夫人が逝去し、翌年起復し、尚食直長（正八品）となった。40 歳で尚食局副使（従六品）となった。42 歳で副使に再任された。43 歳で官は顯武將軍（従五品）に至った。46 歳で病歿した。緬隱胡烏里の妻楚烈は、惕隱司仲父房の出身で、蘭陵県君に封ぜられた。三子三女があり、長子烏里只夷末里は、25 歳で卒した。妻阿古鄰は、遙輦鮮質可汗帳の出身である。二子があり、長子は紗朗といい、次子は永安といった。緬隱胡烏里の次子毛家夷末里は、東平県を領した。妻于越は、惕隱司仲父房の出身である。一子一女があり、子は東平といい、女は慶餘といった。緬隱胡烏里の第三子瑰里は、1175 年にはなお妻を娶っていない。緬隱胡烏里の長女敖魯宛阿古は、單州刺史完顔内刺里輔国に嫁ぎ、郡夫人に封ぜられた。次女吼魯宛迷己は、楚烈夫人の弟石丑に嫁いだ。第三女寿陽は、1175 年になお未婚であった。

特末里 旻の長子である。隴州団練使、牌印司郎君班闡撒を授けられた。妻室は二人で、正妻白哥娘子は、孟父房の出身である。この白哥娘子の父は、白斯本の次妻毛旦夫人の父と同じく「孟父房阿懶令公」（『白斯本相公墓誌銘』）とあるので、実の姉妹が親子二人に嫁いだことがわかる。さらに、この姉妹の父は、『蕭旻墓誌』に「遙輦帳守司空兼中書令孝忠」とあり、契丹小字誌文の「孟父房」が、おそらくみな遙輦帳を指すことから、白斯本の三子ともに遙輦氏と婚姻関係をもつものであろう。特末里の次妻幹特懶娘子は、王子班福寿太師の女である。その弟宜孫、那哥はともに『永清郡主墓誌』と『永清公主墓誌』に見えるが、末弟彭祖寿は『白斯本相公墓誌銘』と『蕭旻墓誌』だけにしか見えず、彭祖寿が 1095 年以後に出生したことがわかる。特末里太尉と正妻には三子二女があり、長子烏里達刺、次子只里姑、第三子大悲奴。長女双袍、幼女骨里である。

宜孫 旻の次子。未だ仕えず、郎君を称する。妻把里娘子は、孟父房阿刺里通進の女である。二子二女があり、長子謝家奴、次子鶻洒。長女蒲速懶、次女胡懶である。

那哥 旻の第三子。未だ仕えていない。妻胡刺葛娘子は、孟父房長寿奴太保の女である。一子阿古がある。

彭祖寿 旻の末子である。1113 年にはなお妻を娶っていない。彭祖寿および白斯本の二人の幼女曷主、烏里懶ともに 1095 年以後に出生しているので、この三人はみな白斯本の次妻毛旦夫人より生まれたものかもしれない。

3 新系譜の構成

以上の解説と考証の結果を根拠に、『新出契丹史料の研究』pp.239-241 外戚表「太宗靖安皇后父室魯」一族の系譜をあらためて帰納すると以下の如くである。そのうち、『遼史』外戚表に見えるものは□を用いて表示し、『金史』に立伝されたものは□を用いて表示する。

遼表五	魯父室靖太 室后安宗
	勉 室都駙 思 魯 尉馬

太宗靖安皇后父室魯	戚
郎君諧里	一世
駙馬都尉室魯=勉思 (雲都昆緬思)	二世
兼政事令神觀亮里	三世
將軍檀哥	四世
兼侍中駙馬都尉啜里 太師留隱安哥	五世
啜里独子: 国舅詳穩駙馬都尉敕堅応哥[克忠] 安哥長子: 駙馬都尉特免王五 子: 太尉鐸只	六世
王五子: 將軍奪里懶太山[彦弼]	七世
太山長子: 西北路招討兼中書令磨散[昕] 次子: 彰信軍節度使白斯本查刺[咳/咬] 第三子: 臨海軍節度使特免阿刺里[昉]	八世
磨散長子: 阿僧 次子: 左院宣徽使駙馬都尉韓家奴 第三子: 哥得 查刺長子: 隴州団練使特末里 次子: 郎君宜孫 第三子: 郎君那哥 第四子: 郎君彭祖寿 阿刺里長子: 太子少師駙馬藥奴 (乳奴) 次子: 何里只 第三子: 駙馬五斤 第四子: 陳十	九世
特末里長子: 烏里達刺 次子: 只里姑 第三子: 大悲奴	十世

宜孫長子：謝家奴 次子：鶻洒 那哥子：阿古 藥奴長子：刺史少尹烏里朮輦 五斤子：西南路招討使阿魯古列 ^{〔十〕}	
烏里朮輦子：顯武將軍緬隱胡烏里	十一世
長子：烏里只夷末里 次子：毛家夷末里 第三子：瑰里	十二世
烏里只夷末里長子：紗朗 次子：永安 毛家夷末里子：東平	十三世

4 契丹人名による契丹小字音価の推定

最新の統計では346個になる契丹小字（異体字を含まない）のうち、一部の字は契丹語の単語を綴ることだけに用いられ、あるいは表意字に充当される。それらが確実な漢文対訳のある名詞、たとえば地名および人名に出現する場合は、その音価を推測する参照になる。しかし、契丹語の人名の漢語音訳には表音上の限界および一定の習慣的な対訳方法があり、このため時に契丹語本来の音節構成形式との差異が出現することがあり、こうしたずれが生ずる現象は注意を要する問題である。

『白斯本相公墓誌銘』と『蕭叟墓誌』には明確な対応関係をもつ契丹人名が多い。『白斯本相公墓誌銘』に見える三個の人名には契丹小字「𐰽」*mod、「𐰽」*hoʃ、「𐰽」*hol (hor) が含まれ、この三個の契丹小字はみな単独で表意字となる用法がなく、外來語を音訳する用法もなく、そのためそれらの音価は一貫して推測にとどまっていた。今や、『蕭叟墓誌』にこの三個の契丹小字を含む人名の漢語対訳が出現し、それらの音価を推定するのに大いに裨益するところがある。このほか、筆者がつとに音価を推定した「𐰽」*or、「𐰽」*dʒir も人名の音韻を構成する要素として『白斯本相公墓誌銘』に出現し、『蕭叟墓誌』の漢語訳音と対照することで、それらの音価を重ねて検証することができる。

一、「𐰽𐰽出」*modan（『白斯本相公墓誌銘』）／毛旦（『蕭叟墓誌』）

「𐰽𐰽出」の本義は「悪」で、筆者はつとに訳出している。たとえば墓誌が引く『周易・坤』「積善之家、必有餘慶。積不善之家、必有餘殃。」を契丹小字は次のように訳する。

又么东 坊化公当 曲𐰽 仲 木当 止仕非 捺
善を 積んだ 家 必や 作った 餘 福

𠵿𠵿出 𠵿 𠵿化𠵿𠵿 𠵿𠵿 𠵿 𠵿𠵿 𠵿𠵿非 𠵿𠵿𠵿
 悪を 積んだ 家 必や 作った 餘 殃

漢文の「不善」を、契丹小字は「悪」という単語を用いて翻訳する。「𠵿𠵿出」は契丹文墓誌ではつねに「善」を表示する「𠵿𠵿𠵿」（「𠵿𠵿𠵿」etc.）と対になって出現する。契丹人は男女を問わず、この単語を用いて名とする。『白斯本相公墓誌銘』の二人の女性はこの名字を用い、一人は白斯本の次妻、もう一人は白斯本の正妻の生んだ長女である。『蕭𠵿墓誌』は白斯本の次妻の名を記録しない（わずかに「耶律氏」と称するのみである）が、白斯本の長女の名「毛旦」は記録する。これによって「𠵿𠵿出」の語頭表音字「𠵿」の音価が mud であることを確定できる。現有の墓誌の「𠵿」は「𠵿出」とのみ結合する（人名「𠵿𠵿出」の属格形は「𠵿𠵿𠵿」と作る）ので、この音節の円唇母音は陽性であるにちががなく、厳密な標音は mod となる。それでは、「毛」と対応する音節はなぜ maud でないのか。筆者は『契丹言語文字研究』¹⁴所収の「從契丹小字看遼代漢語的特徵」において遼代北方漢語「睦」が契丹文字においてすでに入声語尾を失ったように表現されることを考証した際につとにその原因を指摘している。

睦（明屋合三入通）*mīuk

「睦」字の音訳は二件の墓誌に見え、用いられるのは均しく音節字：「丸」、「半」である。出所は以下の如くである。

𠵿火 丸 𠵿𠵿火／敦睦宮【迪 13】¹⁵

𠵿𠵿 半／敦睦【奴 12】¹⁶

「丸」にはなお表意字の用法があるが、「半」はもっぱら表音字として用いられる。この二字が均しく開音節 mu となるという結論は、「半」が「睦」字¹⁷を音訳する以外になお「毛」字を音訳する用例があることに役立つ。「毛詩」を、【宗 19】¹⁸は「半𠵿」に作るが、後の一字の音価は ʃi¹⁹となり、「詩」の音訳に違いない。従って「半」はここでは「毛」を音訳する。「毛」は效攝開口一等に属し、通攝母音との差は甚だ大きい、契丹人はなぜ同一の表音字を用いて音訳したのか。

宋・曾糙『高齋漫録』に見える笑い話がこの謎を解く。「東坡嘗謂錢穆父曰：“尋常往來、止可稱家有無、草草相聚、不必過為供具。”穆父一日折簡召東坡食𠵿飯。坡至、乃設飯一盂、蘿蔔一碟、白湯一盞而已。蓋以三白為𠵿也。後數日、坡復召穆父食𠵿飯、穆父意必有毛物相苦。比至日晏、並不設食。穆父飢餒甚、坡曰：“飯也毛、蘿蔔也毛、湯也毛。”原文の「毛」字の下に小字で「毛音模、京師俗語謂無為模。」と注記する²⁰。

文人雅士の文字遊戯が、無意識の中に後人に北宋の国都汴洛地区で「毛」が「無、模」と同音であったという記録を遺した。「無、模」は均しく遇攝平声字に属し、母

音は均しく u となる。このため契丹人は同一の「半」字を用いて「毛」、「睦」の二字を音訳したのである。ここから、「丸」、「半」の二字の音価が均しく mu であり、「睦」にすでに入声韻尾がないことがわかる。

二、「止月」*hoja (『白斯本相公墓誌銘』) / 「鶻洒」(『蕭叟墓誌』)

「止月」の本義が「勇猛」であることを、筆者はつとに解説している。涅魯袞撻烈哥 (906-984) と休堅谷欲 (960-1041) を讃美する墓誌銘に「戦に勇、政に賢」の表現があり、その中の「勇」が「止月」(および相当する契丹大字) である。「止月」に「勇猛」の意があるので、この単語は男子の名だけに用いられる。たとえば、耶律玦の第四代の祖父は「止月 全用」といい、白斯本の次子宜孫の次子は「止月」という。『蕭叟墓誌』はこの名を「鶻洒」と音訳し、これによって「止」の音価を huf と推定できる。「止」の出現環境はみな a 母音を含む単語にあり、したがって huf という音節の円唇母音は陽性であるはずで、厳密な標音は hof となる。「止月」hoja は、契丹語の「勇猛」である。

三、「牛月出」*holan ~ horan (『白斯本相公墓誌銘』) / 「胡懶」(『蕭叟墓誌』)

語根「牛」に、「好み、好き」の意があることを、筆者はすでに解説している。ただその音価には一貫して確実な推定の根拠がなかった。今や、『蕭叟墓誌』が人名「牛月出」を「胡懶」と音訳することで、「牛」の音価が hul あるいは hur に違いないことがわかる。「牛」に後続する動詞文法接尾辞 -a-、-la- はみな陽性母音であり、したがって hul (hur) という音節の円唇母音も陽性であるにちがいない、厳密な標音は hol (hor) となる。「牛月出」の意味は「可愛がる、愛する」であり、現在までのところ女性の名字のみに用いられ、たとえば特里堅忽突董の次女、および白斯本の次子宜孫の次女は、ともに「胡懶」という。

四、「𠵼分𠵼及𠵼」*ordo'or (『白斯本相公墓誌銘』) / 「烏里達刺」(『蕭叟墓誌』)

「𠵼分𠵼及𠵼」は白斯本の長子特末里の長子の名で、もう一つの綴りかたは「米𠵼及𠵼」であり、したがって「𠵼分」は「米」ord と音価の上で同じ、あるいは近い。しかし「𠵼」には単独で「水」の表意字となる用例があり、宋人は契丹語「水」の訳音を「烏」に作る。一方、『蕭叟墓誌』「烏里達刺」の語頭音節「烏里」は、「𠵼」が含む母音が広円唇元音 o ではなく、語尾子音 r をもつことを示す。「𠵼」は「𠵼分𠵼𠵼月𠵼」(斡特刺)、「𠵼分𠵼𠵼月𠵼出」(斡特懶)、「𠵼分𠵼及𠵼」(訛都斡、訛篤斡)、「𠵼分𠵼及𠵼内」(窩篤碗、斡篤碗、訛都碗) など『遼史』に対訳のある人名においてはみな陽性母音と結合し、ここから「𠵼」の音価を or と確定できる。

しかし『蕭叟墓誌』の「烏里達刺」は、音韻上「𠵼分𠵼及𠵼」ordo'or に接近せず、「𠵼分𠵼𠵼月𠵼」ordelhar の訳音の如くである。「𠵼分𠵼𠵼月𠵼」は『遼史』では「斡特刺」と音訳し、遼代漢文墓誌の音訳は「烏奪刺」、「烏特刺」に作る。「𠵼分𠵼及𠵼」であれば、『遼史』の「訛都斡」あるいは「訛篤斡」に類似した音訳になるはずである。この問題の発見は、漢文墓誌の契丹人

名誤訳、あるいは漢文墓誌と契丹小字墓誌の拠った系譜のテキストに不一致が存在したことを示す。

五、「**𡗗**」**ɟirug* (『白斯本相公墓誌銘』) / 「只里姑」(『蕭𡗗墓誌』)

契丹大字墓誌において、懿祖の名は *ɟirug* に作り、これと対応する契丹小字は「**𡗗**」である。聖宗朝の南院大王「直魯袞」の名に対応する契丹小字は「**𡗗伏**」である。したがって、「**𡗗**」の適切な訳音は「直魯古」であるはずで、これは男性が常用する名で、「**𡗗伏**」は女子の名、男子の字あざなに兼ねて用いられる。「**𡗗**」には単独で表意字となる用法もあり、基数詞女性形「二」を表示する。したがって、契丹語「二」の発音は明確に *ɟir* と推定される。

5 豪州と遼州の地理的名称

一、「豪州」の名は契丹語の河名「豪刺」の略称に由来する

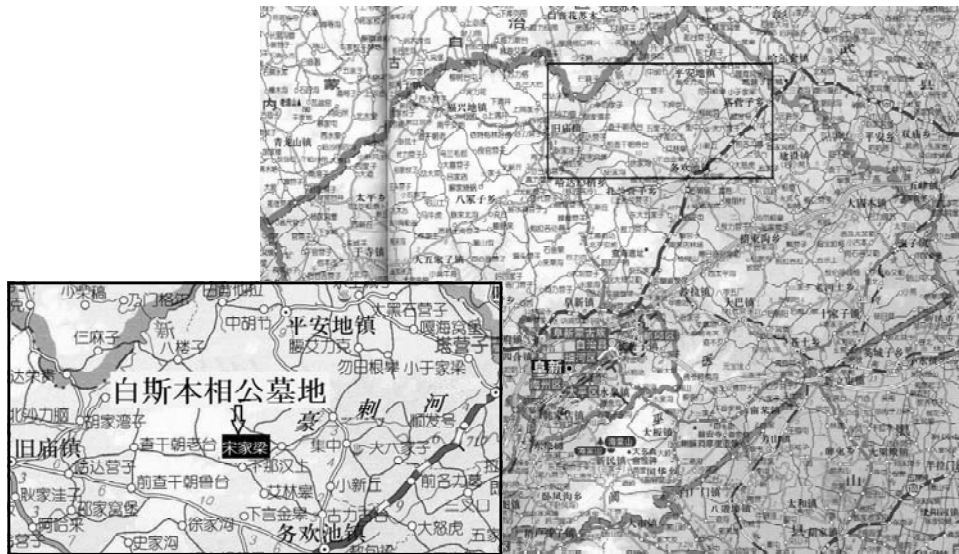
『韓半島から眺めた契丹・女真』p.74 に、以下のように記した。

漢文墓誌(『永清公主墓誌』)には「公主壽昌元年二月二十日薨於豪州」とあるのみだが、契丹文墓誌(『永清郡主墓誌』)はさらに詳細で、「壽昌元年二月二十日丑時卒」とある。「豪州」は、遼の頭下州で、『遼史』卷十五/聖宗本紀六/開泰二年四月、卷二十九/天祚帝本紀三/保大三年正月、および遼代漢文『陳萬墓誌』(応暦五年[955])、『劉承嗣墓誌』(保寧二年[970])、『蕭僅墓誌』(太平九年[1029])、『蕭德恭夫人墓誌』(乾統十年[1110])に見える。『遼史』卷三十七/地理志一、卷三十六/兵衛志下は「壕州」に作り、『契丹国志』卷二十二/州県載記は「濠州」に作る。壕、濠がいずれも豪の誤字であることがわかる。豪州城址は今の遼寧省彰武县城西北四堡子郷興隆溝村小南洼屯西南 3km のところにある。契丹文は表音字介 𡗗土 **hau ɟəu* を用いて漢語の「豪州」を音訳するが、「横州」のように契丹語𡗗凡𡗗 𡗗 **hədur əm* を用いて表示せず²¹⁾、州名「豪」が契丹語ではなく漢語に由来することがわかる。

筆者の最新の研究結果によれば、州名「豪」は漢語に由来せず、契丹語の河の名「豪刺」の略称に由来する。考証過程は以下の如くである。

奪里懶太山と妻永清郡主の墓は 2003 年 5 月に遼寧省阜新蒙古族自治县平安地郷阿漢土村宋家梁屯から東北に 800m 離れた王墳溝で発見された。ここは遼代には豪州に属し、撒懶阿古只が建てた頭下軍州²²⁾である。『陳萬墓誌』(応暦五年[955])に墓主が 45 歳の時(天贊二年[923])「**豪刺軍**使に除せられ」、55 歳の時(天顯八年[933])「皇帝は司徒の戦伐の功が高いことを知り、軍を改めて**豪州**とし、司徒を刺史官に除し、司空を加えた。」とある。「豪州」の「豪」が軍名「豪刺」の略称で、軍名「豪刺」がこの州の契丹語の河の名 *haura* の音訳であることがわかる。豪刺河は、『永清郡主墓誌』に見え、契丹小字は「介𡗗𡗗 乃」*haura mur* に作り、蘭陵山の西にある。豪刺河は、

今日では阿哈来河と呼ばれ、『遼史』地理志に見える錐子河の支流である。錐子河を、『大明一統志』は「珠子河」に作り、清代には「耀英河」と称し、『奉天通志』は「鶴鷹河」に作り、今日では繞陽河と称する。遼河下流右岸の支流である。



涸れ上がっている豪刺河

「蘭陵山」（即ち今日の宋家梁屯北山）は、『蕭叟墓誌』に見え、奪里懶太山一族の先塋の所在地である。この先塋所在地を『永清公主墓誌』は「蘭陵郡之甲地」と記す。山の名「蘭陵」は明らかに漢語で、それが「蘭陵郡」にあることで名付けられた。しかし「蘭陵」は実在の郡名ではなく、遼朝の虚構した国舅族の地望に過ぎず、豪州が実際の郡名である。墓誌では山名「蘭陵」を「豪郡」と対にし、「**豪郡**之仙魂、一去悵望春風。**蘭陵**之影帳、空存凄凉夜月。」とある。



松林に覆われた蘭陵山

『永清公主墓誌』に

夫將軍大安三年三月十六日不禄、葬於蘭陵郡之甲地。公主壽昌元年二月二十日薨於豪州。當年歲次乙亥、六月乙丑朔二十六庚寅日癸時、以信貞之故、同穴而葬之已矣。

『蕭叟墓誌』に

以天慶三年十一月二十三日葬于蘭陵山之先塋。

とある。

『永清郡主墓誌』には奪里懶太山が大安三年（1087）三月十六日に火凡爻 企（横州）で死んだとあり、横州は「遼州の西北九十里に在り」、国舅蕭克忠（応哥）が建てた。同年九月十一日に豪州の豪刺河東蘭陵山のすそに所在する家族墓地に帰葬した。

それでは、「蘭陵山」の契丹語名称は何か。以下の三方の契丹小字墓誌にこの山の名が記されている。

『永清郡主墓誌』：

口 火考丈 爻凡爻 中 忝 艾 宅 毛 业及 忝 汝爻化 カチ列 爻谷火全

その 丁卯 年九月十一 申日 家族 墓地

承柁 凡爻 羽柁 爻天柁 国火券柁 又雨 曲令 火並柁 及子凡爻……

山の 坂 中の 新に つないだ 位 帳に 埋葬した。

火 艾 丁 全考丈 忝爻 忝 杏 非柁 介爻凡 乃柁 忝 爻化 爻谷凡 承柁

六月二十 甲申 日 丑時に 豪刺 河の 東面 山の

火谷 羽柁 全柁 凡亦柁 又雨 伏火穴火……

すそ 中の 將軍の 位[を] 開いて

『白斯本相公墓誌銘』：

口 中 及 平 宅 毛 艾 丁 包 虫 及 失 引 矢 矢 又 谷 予 禾 杓 寺 夷 伏 欠 雨
 その年 冬 十 一 月 二十 三 壬 子 日 に 山 の 東 の 丘 に
久 虫 杓 及 子 虫 月 艾

埋葬した。

『顯武將軍墓誌』：

口 中 及 平 宅 毛 艾 山 虫 及 北 半 中 丁 亥 虫 虫 令 勿 月 矢 矢……
 その年 冬 十 一 月 戊 申 朔 二十 六 癸 酉 日 に
 艾 欠 化 カ 弓 引 又 谷 予 禾 矢 捺 示 ハ 公 半 化 虫 半 久 虫 杓 及 子 虫 月 艾
 家 族 墓 地 山 に 福 の 地 や す ら か に 埋 葬 し た。

禾*nior が「山、陵」を表示することを、筆者はつとに解説している。したがって又谷半令と又谷予とが山の名であることがわかる。この二つの異なった綴りかたはともに『永清公主墓誌』に出現し、均しく同一の山を指し、又谷半令と又谷予とが同一の単語の異なった書き方であることを証する。又谷半令*irgəlas の語尾音節半令*las は予に等しく、ここから予の音価は las と推定される。

irgəlas は一個の契丹語の名詞で、漢語「蘭陵」とは関係ない。その含義について、契丹小字『撒懶室魯太師位誌碑』（寿昌六年 1100）の最後の一行（第 13 行）から探求してみよう。

半 今 杓 月 出 空 凡 杓 又 兩 矢 虫 关 又 谷 予 可 谷 虫 杓
 父 撒 懶 太 師 の 位 に 碑 据 えて 置 いた。

又兩*min の本義は「位」で、つねに「嗣位」、「即位」、「在位」などの表現に出現する。ここでは転じて「墓壙」を指し、したがって「又兩 虫 凡 杓」（位誌）は「公 杓 矢 虫 凡 杓」（墓誌）の今ひとつの表現で、漢文に「墓誌」のほかに「壙誌」、「玄堂誌」などの異なった表現が並存することと同様である。虫关*pi は漢語「碑」の音訳である。閉壙の前に墓内に置き、「碑石」、「碑銘」といったものであるに違いないが、「碑石」、「碑銘」の契丹語はつとに解説されており、「虫关 又 谷 予」とは異なる。契丹語 irgəlas は音韻上モンゴル語の irögel（祝詞）と近く、満洲語の irgebun（詩）、ダフル語の irgēbun（満洲語より借用）の語根 irge-と合致し、「祝詞」「詩」を問わずみな語義上の関連性をもつ。したがって、irgəlas の本義が契丹文墓誌に常見する月令（銘）に類似した含義をもつ名詞である可能性が推測される。「碑銘」を契丹小字は「虫关 兩 月 令」（碑の銘）と作り、「碑」は「銘」の修飾語である。しかし「虫关 又 谷 予」の「碑」と irgəlas は並列する性質の文法的関係にあり、「碑」と irgəlas となる。ここから、irgəlas には「祭文」の類の意味をもつ可能性が推測される。しかし山名としては、この推測の適否は、なお継続して推敲する必要がある。

二、「塲母城」は「遼州」の別称である

『蕭叟墓誌』には白斯本が 57 歳の時に「始平軍節度使」を授けられたとある。「始平」は遼州の軍号で、したがって同墓誌 22 行に出現する「遼州」以下の部分は、白斯本の初仕の時に関わる記

事となる。『白斯本相公墓誌銘』のこれと対応する二つの部分には「始平軍」あるいは「遼州」が出現せず、その代わりに「令乃朶 企」*tamar am*（塌母城）が見える。対照すれば以下の如くである。

行	『蕭斲墓誌』	『白斯本相公墓誌銘』	行
13	始平軍節度使	令乃朶 企 朶 令欠 又 关 塌母 城の 度 使	10
23	遼州	令乃朶 企 塌母 城	16

契丹小字『耶律撒懶相公墓誌銘』にも「令乃朶 企 朶 令余 又 关」が見え、『遼史』卷九十六/耶律敵烈伝のこの職に対応する部分は「塌母城節度使」に作る。

塌母城の契丹名「令乃朶」は『廣陵郡王墓誌銘』において「令乃朶」*tamur* と作る。墓主耶律宗教は聖宗太平初年に「塌母城節度使」を授けられたが、漢文『耶律宗教墓誌』は「始平軍節度」と訳する。

以上二件の漢文、契丹文が対応する傍証が存在することで、墓誌の記す「塌母城節度使」が「始平軍節度使」であり、「塌母城」が「遼州」であることを確定しうる。しかし、これは『遼史』の記述とは異なる。『遼史』卷四十六/百官志二/北面邊防官は「塌母城節度使司」を西路諸司に排列し、卷四十八/百官志四/南面方州官は「遼州始平軍節度使司」を東京道所轄諸節度使司に排列する。

三、羊腸河

『蕭斲墓誌』第21行より第23行は白斯本が生前に遼州に奉職した際の逸話を記述し、これと対応する部分が『白斯本相公墓誌銘』第13行後半から第16行末尾にある。その一段は以下の如くである。

[凡]有便於物者、必倡始而力行之。居人常以羊腸河病涉、即雇民舩以濟。又構屋于四達衢、以飯往來行旅。

契丹小字で「羊腸河」と対応するのは「𠂔 朶 朶 朶 乃」*jau'ofī mur* である。「乃」*mur* が契丹語の「河」であることは、筆者がつとに釈出している。したがって「𠂔 朶 朶 朶 乃」*jau'ofī* は河の名となる。この河の名は契丹文墓誌では一見しかせず、その本義については考証を待ちたい。

「羊腸河」は『遼史』卷三十八/地理志二

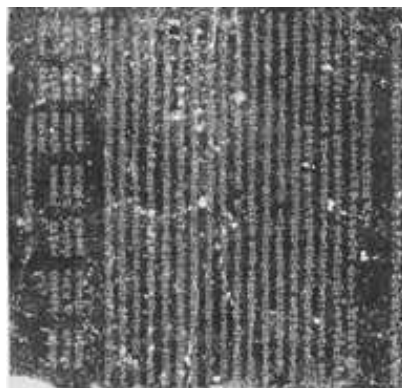
遼州、始平軍、下、節度。本拂涅國城、渤海為東平府。唐太宗親征高麗、李世勣拔遼城。高宗詔程振、蘇定方討高麗、至新城、大破之。皆此地也。太祖伐渤海、先破東平府、遷民實之。故東平府都督伊、蒙、陀、黑、北五州、共領縣十八、皆廢。太祖改為州、軍曰東平、太宗更為始平軍。有遼河、羊腸河、錐子河、蛇山、狼山、黑山、巾子山。隸長寧宮、兵事屬北女直兵馬司。統州一、縣二：遼濱縣。安定縣。

に見える。遼州故址は在遼寧新民県の東北五十八里、遼河右岸の遼濱塔村にある。

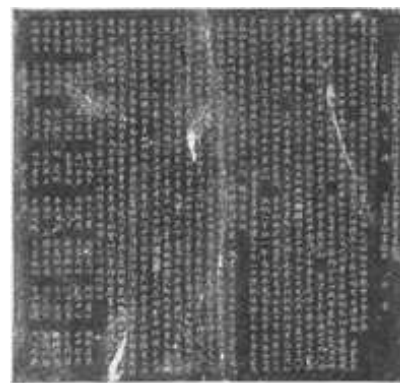
『元一統志』には、羊腸河は遼陽路にあり、河源は州の西の廢徽州の境に発し、州の北を経ること四十里で、下流は遼河に合流するとある。

羊腸河は大凌河水系に属し、その河源は阜新蒙古族自治县東南部国華郷二道嶺南溝（海拔 580m）にある。東流し、頭台子の南に至り、左に敖四營子の水が流入する。さらに東のかた羅家台の南を経て、東南に流れて大鄭鉄路を横切る。さらに南して小夏西橋を横切り、八家子の東南に至り、右に南営子水が流入する。江台北山（海拔 129.2m）の東をめぐり、また南のかた江台屯を横切り、左に牛蹄窪水が流入する。鐘乳山（海拔 174.8m）に至り西南に転じて再び大鄭鉄路を横切り、右に八道壕河が流入する。さらに南のかたちっぼけな道を横切り、肖屯の西北に至り、右に石家溝河が流入し、左に爛泥泡水が流入する。さらに西南のかた双岔子の南に至って右に白廠門河が流入する。そして黒、北両県の境界となる。望牛台山（海拔 55.1m）の西をめぐり、また湾曲して東南に向い、司屯の南を経て、羊腸河屯に至って京哈公路を横切る。哈家山（海拔 89.7m）の西麓をめぐる。さらに東流して黒山県の境内に入る。蛇山（海拔 81.2m）の東をめぐり、南のかた瀋山鉄路を横切って北鎮県の境内に入る。高山子（海拔 75.4m）の東をめぐり、西南に転じ、南民屯の東、榆権園の西を経て、南に転じて盤蛇駅、大新馬場の東を経て、南のかた繞陽河に流入する。

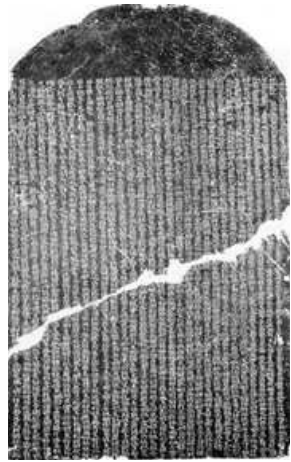
羊腸河は全長約 90km で、阜新蒙古族自治县境内の長さが 14km、黒山県境内の長さが約 41km（北辺から望牛台に至るまでが 32km、邵屯から瀋山鉄路に至るまでが 9km）、黒、北境界（望牛台から邵屯まで）の長さが 12km、北鎮県境内の長さが 23km（高山子鎮境内の長さが 9km、新立郷境内の長さが 14km）である。全流域面積は 624 km²で、そのうち山丘が 37%、平原が 63%を占める。黒山県境内の流域面積は 368 km²である。



契丹小字『白斯本相公墓誌』



漢字『蕭叟墓誌』



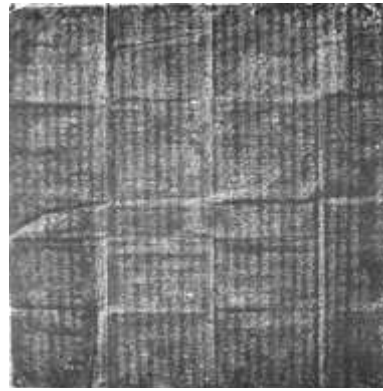
契丹小字『永清郡主墓誌』



漢字『永清公主墓誌』



契丹小字『大金故顯武將軍尚食局使拔里公墓誌』



(立命館アジア太平洋大学教授)